

令和5年度

自己点検・評価報告書

令和5(2023)年8月

エリザベト音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	49
基準 5. 経営・管理と財務	59
基準 6. 内部質保証	67

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の歴史及び建学の精神

エリザベト音楽大学は、原爆投下により廃墟と化し、人々の心が混迷の状況にある敗戦直後の広島において、ベルギー国出身のイエズス会士エルネスト・ゴーセンス神父（1908-1973）により設立された。音楽の力で人々の心を癒したいと願うゴーセンス神父は、昭和23(1948)年4月に幟町カトリック教会及び幼稚園園舎を使い、県知事認可の広島音楽学校を開設し、これが大学の起源となった。

同じころ、原爆犠牲者の冥福と世界平和を祈念するために、世界平和記念聖堂の建設が決まった。同神父は「中世において、ゴシック様式の大聖堂の近隣に、教会典礼に奉仕する小さな音楽学校が設置されたように、自分もそのような学校を作りたい」と願い、グレゴリオ聖歌やパイプオルガンなどの宗教音楽を重視する音楽教育を実践し、音楽芸術を愛し、平和を希求する学生の育成に一生を捧げることを決心した。

昭和26(1951)年には、故国ベルギー国エリザベト王妃（1876-1965）が学園の後援者となり、校名にエリザベトを冠することが許された。昭和27(1952)年4月には、文部省からエリザベト音楽短期大学の開設が認められた。短期大学開設前年10月1日に文部省に提出された設置認可申請書に収められている「エリザベト音楽短期大学開設趣旨」には、本学の設立目的が記されている。

〔エリザベト音楽短期大学開設趣旨〕 (表記は原文のまま)

本学の目的並びに使命に就いては學則第一條に述べられている通りであります。敢て茲に本学の特色とする点をあげて一言御説明申し上げたいと存じます。

即ち第一に「本学はカトリシズムの精神に基いた」所の人格教育を行う点であります。このことは決して単なる「カトリック教」に基いた宗教教育を施すことを意味するものではありません。私（ゴーセンス校長）の意圖する所は文字通り「カトリシズム」（普遍性）の精神を基盤とし且つ眞に藝術を愛し「美」の追求に眞摯なる學生を教育することであり。そして教える者と教えられる者が同一目標の下に相互間の信頼によつて生かされた所の精神的共同体を築き上げるべく一切を捧げて奉仕せんとする次第なのであります。その爲に敢えて一學年三〇名という恐らく短期大學としては最小の規模のものを設立する所以であります。

第二に擧ぐべき点は地域的な普遍性と申しますか本学のもつ、「國際性」に就いてであります。そもそも本校の前身たる「広島音楽學校」を創設しました動機というものが（若干私事に立ち入るので恐れいりますが）忘れもしない、昭和二十二年冬、未だ原爆の痕悲惨な広島驛頭に降り立つた時の私の受けた印象に起因しているのであります。當時世相は混沌とし、広島は「不毛の地」とさえ呼ばれていましたが私はたとえ街そのものは不毛と化そうとも、人々の心には必ずや「美」を愛する心が再び芽生えてくるものと固く信じていました。そして一外人神父として眼のあたり日本人の大なる苦痛と犠牲を見たとき私は私の一生を捧げて之等の人々の心に再び昔のような藝術を愛し平和を愛する氣持を生ぜしめたいと決心したのであります。

す。「美」を愛する心は同時に亦「眞」を究め「善」を行う心にも通ずるからであります。爾來四年間幸にも私は數々の熱心な協力者達の努力によつて今日に至りましたが去る八月には母國のエリザベト女王陛下の御耳にはいり、その直接の御後援を頂くという光榮に浴しました。尚その他別項の如き後援會も組織せられ、海を遠く隔てた各國からの協力と期待を受けて國際的な友好精神のうちに本學があり且つ亦近き將來交換教授、留學生の派遣等が實現出来ることは誇りとしている所であります。

第三の特色は本學が「廣島」に設けられる點であります。前述の如く「原爆都市ヒロシマ」は世界に名を知られはしましたが寧ろ眞實の評價はその將來にあると愚考致します。即ち原爆の洗禮を受けた當地が如何に平和都市としてよみがえり得るかという點にあると思います。幸い廣島大學を始めすぐれた短大が二、三ありますが情操教育方面に最も大切な藝術關係の教育機關が當地のみならず、中、四國、九州地域にわたつて一校もなく従つて中、高校藝術關係の教員の不足も甚だしいのが地方に於ける實狀であります。固より音樂短大の如き地方都市に於て開設することは物的にも人的にも種々制約があることは事實であります但し各方面からの強い御支援と御協力により必ずや地方文教に多大の寄與をなし得るものと確信するものでございます。

最後に本學の將來の構想に就いて一言述べますならば、本學は單なる音樂短期大學としてでなく従來、日本では余り顧みられなかつた「宗教音樂」の研究部門に特に意を注ぎこの國に於ける唯一の存在たらしめたいと考えています。その外「比較音樂學」「民俗音樂」等、ベルギーのブリュッセル國立音樂院との交換教授を通じて音樂の國際的共同研究をも計るべく努力中であり、たとえ小規模であろうとも異色あるユニークな短期大學として發展せしめたいと考えている次第であります。

(以上)

この開設趣旨を基に教育方針が定められ、短期大学及び四年制大学初期の時代の学生便覧に掲載された。その後、教育方針の内容を充実させて建学の精神が定められた。建学の精神は、昭和 46(1971)年度の学生便覧から今日に至るまで、変わることなく継承している。

[建学の精神]

大学の究極目的は、人間社会全体の形成であり、従つて、個人の完成である。芸術は、人格の開発と表現のためにも、神との一致の道を切り開く人間相互の一致のための手段としても重要であることから、本大学は、人格完成を芸術、特に音樂の観点から強調するのである。

それゆえ、深く音樂芸術に関する理論及び技能を教授研究するとともに、広く知識を授け、良識ある音樂家を育成することを旨とする。

1. 本大学は、カトリシズムの精神に基づいて創立され、かつそれを指導原理としている。
2. 本大学は、カトリック・イエズス会の教育方針に従い、一般教育科目及び外国語科目にも力を注いでいる。
3. 本大学は、すべての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家族的雰囲気をもととする学生 1 人 1 人とのきずなを教育の礎としている。
4. 本大学は、一般音樂の他に、グレゴリアン・チャント、ポリフォニー及び現代宗教音樂

- 等の教授・研究において他にみない特色を有している。
5. 本大学は、国際的な友好関係のもとに維持されており、日本古来の文化と西欧文明との融合をその究極の使命としている。
 6. 本大学は、音楽芸術をとおして、神秘的観想の精神に達することを究極の教育理想としている。

2. 教育理念・行動標語

建学の精神及び学則を踏まえて、平成 20(2008)年に策定したものがエリザベト音楽大学教育理念である。その初めにモットーとしての「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を掲げ、後段に本学が目指す人材養成について表している。

[エリザベト音楽大学教育理念]

《教養・実力・慈愛のある音楽家の育成》

カトリシズム（普遍性）の精神に基づき、
幅広い教養・専門教育をとおして、
自分を高め、「他者のために生きる」人材を養成する。

音楽芸術および音楽教育に関する
理論、技能および実践の教授研究により、
芸術を愛し「美」の追求に真摯な人材を養成する。

平和を愛し、
地域社会および国際社会、とりわけアジア地域に
貢献する人材を養成する。

Elisabeth University of Music Mission and Vision

“Educating Musicians of Culture, Competence and Compassion”

We are committed to the formation of men and women
who will cultivate themselves and “Live for Others”
through broad cultural and professional development
rooted in the spirit of Catholicism (universality),

men and women who are dedicated and earnest
in their love for the art of music and in the pursuit of Beauty

through instruction and research
on the theory, technique and practice of music and music education,

men and women who love peace
and will contribute to regional community and international society
particularly in East Asia.

平成 25(2013)年には、教育理念に直結した行動標語を定め、「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」とともに学生・教職員に対してこの標語の周知を図っている。

〔行動標語〕

音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる

3. 大学の個性・特色

イエズス会が設立母体となっている高等教育機関は、現在、世界に 200 以上あり、その中の約 80 校が大学で、エリザベト音楽大学はその内の一つであるが、音楽芸術の単科大学は本学のみである。日本においては上智大学が姉妹大学である。

イエズス会大学に共通する精神として「Men for Others」がある。「他者のために生きる人を育てる」ことであり、本学ではエリザベト音楽大学寄附行為第 3 条にも明記している。近年この言葉は現代の状況に合わせ、「Men and Women for Others, with Others (他者のために、他者ととともに)」のように表記されることが多い。本学は、音楽をとおして他者に奉仕する、仕える人を育成することを目標としている。

さらに本学は創立以来、建学の精神及び教育理念にあるように、イエズス会教育の伝統であるキリスト教ヒューマニズムを基盤とする教養学科目を重視している。学生が音楽芸術の技術の高さのみを追求するのではなく、幅広く教養を身に付け、人々に寄り添い、民族、文化、宗教などの多様性を認め合い、言語及び音楽により対話し、連携・協力して、個人そして社会全体が様々な意味で平和になることに貢献することを願っている。

本学は平成 5(1993)年に、私立の音楽大学では初めて大学院音楽研究科博士後期課程の設置が認可された。カトリシズム(普遍性)の精神に基づき設立され、すべての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家庭的雰囲気大切に、学生一人ひとりとの絆を教育の礎とし、質の高い音楽芸術の教育を行ってきた結果である。

短期大学開設時に、ベルギー王国のエリザベト王妃をはじめとする諸外国からの協力を得て以来、国際性を視野に入れた音楽芸術教育を積極的に実践し、数多くの外国人教授、客員教授が学生の指導及び研究を担ってきた。とりわけ大学院開設後は、アジアをはじめとする世界各国の留学生が修士号あるいは博士号を取得し、修了後母国の音楽教育及び演奏活動の発展に貢献している。今日では彼らの教え子が留学生として本学において研究活動を行っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 22(1947)年	広島音楽教室開設（現エリザベト音楽大学附属音楽園）
昭和 23(1948)年	県公認広島音楽学校開校
昭和 26(1951)年	ベルギー王国故エリザベト王太后が本学の後援者となる
昭和 27(1952)年	エリザベト音楽短期大学（2年制）開設
昭和 34(1959)年	エリザベト短期大学と改称し、3年制音楽単科短期大学となる
昭和 38(1963)年	学校法人エリザベト音楽大学開設。短期大学廃止
昭和 51(1976)年	声楽学科、器楽学科を増設し4学科体制となる
昭和 55(1980)年	音楽専攻科（1年制）設置
平成 2(1990)年	大学院音楽研究科修士課程設置、音楽専攻科廃止
平成 5(1993)年	大学院音楽研究科博士後期課程設置
平成 10(1998)年	創立 50 周年
平成 11(1999)年	エクステンションセンター開設
平成 13(2001)年	学部を改組し、音楽文化学科と演奏学科の2学科体制となる
平成 15(2003)年	音楽文化学科に幼児音楽教育専修を開設
平成 19(2007)年	玉川大学通信教育部と提携し、小学校教諭2種免許状取得可能
平成 20(2008)年	東広島市と東広島市内4大学との連携に関する協定締結
平成 22(2010)年	上智大学と学生交流協定締結
平成 23(2011)年	日本高等教育評価機構平成 22 年度大学機関別認証評価認定
平成 25(2013)年	創立 65 周年、4 年制開設 50 周年
平成 27(2015)年	広島県及び広島市と連携・協力に関する協定締結
平成 29(2017)年	エリザベト音楽大学交響楽団・合唱団ドイツ公演
平成 30(2018)年	創立 70 周年 日本高等教育評価機構平成 29 年度大学機関別認証評価認定 東南・東アジアカトリック大学連盟総会・学生会議(ASEACCU)開催
令和元(2019)年	セシリアホール開館 40 周年及び記念コンサートシリーズ開催
令和 3(2021)年	新型コロナウイルス感染症における学修機会確保の好事例として 『令和 2 年度 文部科学白書』にレッスン用パーテーションが紹介される
令和 4(2022)年	東広島市と包括連携協定締結
令和 5(2023)年	創立 75 周年

2. 本学の現況

- ・ **大学名** エリザベト音楽大学
- ・ **所在地** 広島県広島市中区幟町4番15号（幟町キャンパス）
広島県東広島市西条町田口239番地（西条キャンパス）
- ・ **学部構成**
音楽学部
音楽文化学科 音楽文化専修、幼児音楽教育専修
演奏学科 声楽専攻、鍵盤楽器専攻、管弦打楽器専攻
- ・ **大学院構成**
音楽研究科修士課程 音楽学専攻、宗教音楽学専攻、声楽専攻、器楽専攻
音楽研究科博士後期課程 音楽専攻
- ・ **学生数、教員数、職員数**（令和5(2023)年5月1日）

音楽学部 (人)

	入学定員	収容定員	在学生数
音楽文化学科	20※1	80	61
演奏学科	50	200	174
合計	70	280	235

※1: 20人中10人は幼児音楽教育専修

大学院音楽研究科 (人)

【修士課程】	入学定員	収容定員	在学生数
音楽学専攻	3	6	10
宗教音楽学専攻	2	4	1
声楽専攻	3	6	12
器楽専攻	12	24	10
合計	20	40	33
【博士後期課程】	入学定員	収容定員	在学生数
音楽専攻	3	9	2
合計	3	9	2

教員数：教授14人、准教授12人、専任講師4人、助教1人、非常勤教員131人

職員数：38人（内訳：専任職員19人、嘱託職員6人、派遣13人）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神及び教育理念に基づき、「エリザベト音楽大学学則」第 1 章第 1 条に明確に定めている。

第 1 条 本大学は、カトリシズムの精神に基づいて教育を施し、広く知識を授けるとともに、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究し、良識ある音楽家を育成することを目的とする。

また学部各学科の「人材養成に関する目的」は規程に定め、大学ホームページに公開している。

【表 1-1-1 学部・人材養成に関する目的】

<p>音楽文化学科</p>	<p>音楽文化学科は、広く音楽文化、音楽芸術、音楽教育に関わる専門領域について、カトリシズム（普遍性）の精神と幅広い視野の下に理論と実践の両面から学ぶことで、音楽・芸術を愛し、地域社会や国際社会の音楽的発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p>	<p>音楽文化専修 音楽に対する愛と探求心を持ち、特に、音楽創作、音楽研究、音楽教育の領域における幅広い専門知識と豊かな思考力、実践力によって、地域社会及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>幼児音楽教育専修 幼稚園教諭免許課程の学修をするとともに、自らの音楽技術と豊かな感性を磨き、さらに幼児の音楽教育の指導について専門的な知識と指導力を習得することにより、音楽をベースとしながら幼児の人格形成の基礎を培う保育者となる人材を養成することを目的とする。</p>
<p>演奏学科</p>	<p>演奏学科は、日々の研鑽と美の追求によって、優れた演奏能力と人生を豊かに歩むための哲学や教養を身につけること、また、アンサンブルをとおして「他者のために生きる」意味を学ぶことで、人々の心に潤いを与え、地域社会や国際社会に貢献できる音楽家、指導者となる人材を養成することを目的とする。</p>	<p>声楽専攻 「声」という自らを楽器とする特性を生かせるよう、筋肉の鍛錬、呼吸法、歌唱法を研究、実践し、「ことば」と「おと」の融合芸術を身体をとおして表現する技術を学び、演奏、指導によって社会のあらゆる場面で貢献できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>鍵盤楽器専攻 バロックから現代に至るまで幅広い時代の鍵盤楽器楽曲を、奏法、曲の成り立ち、社会的背景などの観点から多角的に研究し、幅広い視野を持ち、自らの探究心を高めることで、演奏家、指導者として社会に貢献できる人材、そして豊かな教養ある人材を養成することを目的とする。</p> <p>管弦打楽器専攻 音楽を愛するものとして、個々の演奏技術を高め、多様なアンサンブルをとおして社会性を養い、使命感・誇り・探究心を持って、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p>

大学院の使命・目的及び教育目的は、「エリザベト音楽大学大学院 学則」第1章第1条に明確に定めている。

第1条 エリザベト音楽大学大学院は、音楽の理論及び実践を教授研究し、専攻分野における研究能力及び豊かな学識を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 本大学院の人材養成に関する目的は次に掲げるとおりとする。

(1) 修士課程は、広い視野に立って専攻分野における専門的な知識・技能を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な優れた能力を備えた国際性豊かな人材の養成を目的とする。

(2) 博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた学際的な人材の養成を目的とする。

また、大学院音楽研究科修士課程、博士後期課程の専攻・領域ごとの教育目的を「人材養成に関する目的」として規程に定め、大学ホームページに公開している。

【表 1-1-2 大学院・人材養成に関する目的】

<p>修士課程</p>	<p>修士課程は、広い視野に立って専攻分野における専門的な知識・技能を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な優れた能力を備えた国際性豊かな人材の養成を目的とする。</p>	<p>音楽学専攻 音楽学専攻は、音楽に関する幅広い知識と技能をとおして、広く社会や人々に貢献する優れた人材を養成し、音楽とその関連分野における高度な専門研究を行う。国際的な活動も視野に入れながら、音楽創作・指揮・音楽学・音楽教育学の理論的・実践的研究を通じ、創作・編曲に関わる作曲家、オーケストラや合唱団の指揮者、芸術文化や音楽教育の分野に関わる研究者、教育者を育てることを目的とする。</p> <p>宗教音楽学専攻 宗教音楽学専攻は、宗教音楽に関する幅広い知識と技能をとおして、広く社会や人々に貢献する優れた人材を養成し、宗教音楽とその関連分野における高度な専門教育を行う。国際的な活動も視野に入れながら、宗教音楽学・宗教声楽・パイプオルガンの理論的・実践的な研究を通じ、グレゴリオ聖歌の研究者、教会の典礼に奉仕する声楽家やオルガニストを育てることを目的とする。</p> <p>声楽専攻 声楽専攻は、音楽をとおして自己を表現する優れた人材を養成し、演奏及び関連分野における高度な専門教育を行う。実践的な研究を通じて、国際的な活動も視野に入れた声楽家、オペラ歌手を育てることを目的とする。</p> <p>器楽専攻 器楽専攻は、音楽をとおして自己を表現する優れた人材を養成し、演奏及び関連分野における高度な専門教育を行う。実践的な研究を通じて、国際的な活動も視野に入れたピアノや管弦打楽器のソロ演奏家、室内楽や伴奏等の演奏家を育てることを目的とする。</p>
-------------	---	--

<p>博士後期課程</p>	<p>博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた学際的な人材の養成を目的とする。</p>	<p>音楽学研究領域 音楽学研究領域は、音楽の理論的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、作曲・指揮・音楽学・宗教音楽学・音楽教育学などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。</p> <p>声楽研究領域 声楽研究領域は、声楽曲の実践的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、声楽・宗教声楽などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学術研究に裏打ちされた深い洞察力、文化や社会に対する学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。</p> <p>器楽研究領域 器楽研究領域は、器楽曲の実践的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、鍵盤楽器（チェンバロ・パイプオルガンを含む）・弦楽器・管打楽器などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学術研究に裏打ちされた深い洞察力、文化や社会に対する学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。</p>
----------------------	--	---

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、使命・目的及び教育目的のより簡潔な表現を目指し、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」において示したように、「エリザベト音楽大学教育理念「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」（2008年制定）と、教育理念に直結した行動標語「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」（2013年制定）を定めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の精神基盤をなす個性・特色は「カトリシズム（普遍性）の精神」、「カトリック・イエズス会の教育方針（他者のために生きる人を育てる）」、「教養」、「国際性」であり、それらは建学の精神、学則、教育理念、行動標語、ディプロマ・ポリシー等に反映かつ明示している。

これらの個性・特色を反映した科目として、「人間学（宗教学、サービスマーケティング）」「宗教音楽（グレゴリオ聖歌、宗教音楽史）」の科目がある。前者では、本学の精神的背景であるキリスト教の概論に関する講義や、国内外での社会貢献と奉仕活動を実践する機会を設けている。後者では、グレゴリオ聖歌学や宗教音楽史の講義に加え、グレゴリオ聖歌を実際にミサの中で実践する機会がある。毎年12月24日の晩、本学に隣接する世界平和記念聖堂でのクリスマスミサにおける典礼奉仕として、1・2年生全員がグレゴリオ聖歌を歌い、ヨーロッパ音楽の源泉を体験する。なお、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事前録音による音源の提供となった。

各種行事（入学式、卒業式・修了式、創立記念日）では、学生・教職員が出席し、創立者の思いや建学の精神に立ち返ることを目的として、世界平和記念聖堂あるいは本学セシリアホールにおいてミサを執り行っている。

大学主催コンサートは、建学の精神を踏まえ、パイプオルガン演奏を含む宗教音楽をプログラムに多数含んでいる。また、音楽をとおして他者のために生きることの実践の一つとして、

コンサートでは学生・教職員の理解を得た募金活動を行っている。「聖ジョアン・デ・ブリトー教育大学（東ティモール）」を支援する「聖イグナチオ学院基金」や「ザビエル・ラーニング・コミュニティ（タイ）」（いずれもイエズス会が設立した教育機関）に寄付するほか、募金時の状況によっては被災地支援のための募金活動を行っている。

ベルギー国籍のエルネスト・ゴーセンス神父を初代学長とする本学は、短期大学開設時、ベルギー王国エリザベト王妃をはじめとする諸外国の協力を得ており、以来、国際性を視野に入れた教育を積極的に行ってきた。大学院音楽研究科開設後は、アジア諸国を中心に世界各国からの留学生が修士号又は博士号を取得し、彼らは帰国後、母国の音楽芸術の発展に貢献している。そして留学生に、奨学金を給付していることも、本学の国際的な貢献活動の一つである。

平成 28(2016)年度、長期計画の策定にあたり、イエズス会の教育理念を基軸に、音楽の専門教育と研究において宗教音楽を基盤とすることを改めて確認した。それに基づき、ラテン語の歌詞による宗教合唱曲を毎年委嘱する事業を行っており、平成 30(2018)年には『エリザベト音楽大学創立 70 周年 宗教合唱曲集』を刊行した。令和 5(2023)年度にも創立 75 周年を記念して刊行する予定である。

1-1-④ 変化への対応

エリザベト音楽大学の建学の精神は、昭和 27(1952)年の短期大学開設趣旨書が原点となっている。その精神の重要性と価値は、建学以来長く尊重され継承されてきたが、長文で読みにくい点もあるとの指摘もあった。そこで、平成 20(2008)年の創立 60 周年中期計画策定を機に、建学の精神をより簡潔に表した教育理念を新たに策定した。

平成 25(2013)年度には、教育理念に直結した行動標語「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」を定め、学生・教職員に対してこの標語の周知を図っている。

令和 2(2020)年度からは、音楽大学に求められる教育内容の多様化を踏まえ、使命・目的及び教育目的を全学的に点検した。その結果、使命・目的及び教育目的の見直しは必要無いとの認識で一致したが、社会のニーズに対応可能な人材育成を行うべく、教育課程及び教育内容を見直した。新教育課程は令和 4(2022)年度より運用を開始している。

大学院においても、将来にわたり使命・目的をより良く果たしていくべく、修士課程を中心に教育内容の見直しに着手している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的は、教職員が協働する各種会議体をとおして常に確認されるべきものである。大学全体のものについては理事会が中心となり、学部・学科については学務・入学試験委員会が、大学院については研究科教育運営委員会が中心となり検討してきた。今後も時代の変化に応じて点検・見直しを行う。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支援

役員及び全ての教職員に対して、寄附行為及び大学の精神的背景についての理解を求めている。

使命・目的及び教育目的の策定及び点検については、大学全体に関わるものは理事会が中心となり、学部・学科及び大学院研究科のものは、所属教員や職員が中心となって内容の検討及び案文の起案を行っている。改訂にあたっては常に各会議体で審議しており、役員と教員の理解と支持を得ている。

大学行事における学長による講話、教職員研修会等では、建学の精神や教育理念に触れ、理解を深めるよう努力している。

新任教職員に対しては、理事長及び学長自ら策定の経緯やその意図について説明し、理解と意識の統一を就任時に図っている。

1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的は、『学生便覧』や『学生生活の手引き』とともに、『大学案内』、『大学院音楽研究科学生募集要項』、大学ホームページ等に掲載し、学内外に広く周知している。

全学生には『学生便覧』、『学生生活の手引き』等を用いて、大学の歴史、建学の精神、使命・目的、教育理念、行動標語等について周知している。新入生オリエンテーション及び学部1年生を対象とする必修科目「初年次演習Ⅱ」において大学の歴史及び建学の精神について説明し、入学時から指導している。

教育理念、使命・目的及び教育目的を掲載した『大学案内』を利用し、高校訪問、学校説明会、進学ガイダンス等で直接説明する機会を設けている。学外の人々にも周知できるよう、大学内の複数箇所（エントランスホール、セシリアホール、ザビエルホール、図書館、学生控室、講師控室）に和英対訳で刻字した銘板を設置している。

本学3号館の階段室には、創立者の夢（2階）、建学の精神（3階）、教育理念（4階）、行動標語（5階）を壁紙にデザイン・印字しており、通行する者の目に留まるように工夫を行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成20(2008)年に本学創立60周年中期計画を策定する際には、理事会構成員が、大学の歴史を含む建学の精神を振り返りつつ、はじめに教育理念の原案を作り、その後、教育理念を念頭において中期計画を策定した。平成25(2013)年度には「行動標語」を決定し、次の長期計画の検討を開始した。

平成28(2016)年度、理事長・学長及び学内の役職者により「エリザベト音楽大学 長期

計画（2016年度～2025年度）」策定の審議を行い、7月の理事会において最終決定を行い公表した。長期計画では、「イエズス会の教育理念に基づく音楽教育を行うこと」、「被爆地広島に設立された音楽大学として、地域あるいは国際社会へ貢献し、教育機関としての独自性及び優位性を発展させること」、そして「質の高い教育を保証し、学生の満足度をあげ、学生の夢や目的の実現に貢献すること」を謳った。

さらに分野別目標には「1. 建学の精神、教育理念、ヴィジョンの具現化」として、「(1) 建学の精神、教育理念及びヴィジョンに従って、三つのポリシーを策定し、PDCA サイクルによる大学運営を行う」として、建学の精神、教育理念及びヴィジョンを三つのポリシーに反映させることを明記している。

使命・目的及び教育目的を踏まえ、令和2(2020)年度と令和3(2021)年度にかけて教育内容を見直し、令和4(2022)年度から新教育課程を実施している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学部の各学科では、独自のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。これらの三つのポリシーは、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて、学務・入学試験委員会を中心に検討を重ね、教授会での審議を経て制定した。なお、これらは、建学の精神、本学の目的・使命及び教育目的を反映した形であり、いずれも、学生の主体的な学びに繋がるように、具体的かつ平易な文章で示している。

大学院においても同様に、建学の精神と教育理念に基づき、三つのポリシーを定めている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では、使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織及び大学運営のための各種委員会を整備している。これにより、社会のニーズに応え、学生の主体的な学びを確立することを目指している。

1) 教育研究組織

音楽学部は音楽文化学科（収容定員20人）と演奏学科（収容定員50人）から成り、前者には音楽文化専修と幼児音楽教育専修を、後者には声楽専攻、鍵盤楽器専攻、管弦打楽器専攻を設置している。また、音楽の実践に必要な総合的音楽能力の育成を目指し、＜音楽家の耳＞トレーニング研究所を学内に備えている。その他、図書館は大学の教育・研究を補完する役割を果たしており、カトリック教育の拠点としてキャンパス・ミニストリー（Campus Ministry、キャンパスの教会）を設けている。附属音楽園、エクステンションセンターは、地域住民等へ学習機会を提供しており、幼児から社会人まで質の高い音楽教育を受けることができる。

大学院は、修士課程と博士後期課程からなり、前者には音楽学専攻、宗教音楽学専攻、声楽専攻及び器楽専攻を、後者には音楽専攻を設置している。

教育・研究に関する事項は、各種会議体で情報共有を行い、学部に関しては教授会で、大学院に関することは研究科委員会で審議し、学長が最終的に決裁している。

これらの教育研究組織により、本学の教育目的を達成している。

2) 大学運営の仕組み

各委員会では、教員及び関係職員（本基準における「職員」は事務職員を示す）を構成員と

し、全学に共通する課題等の審議に加え、それぞれの専門分野に対応した教育指導に関わる、主にカリキュラムや授業内容の検討、授業及び試験の運用、学修成果の報告等を行っている。

各委員会には、責任者として委員長あるいは議長を置き、構成員が書記を担当している。これらの委員会では、原則として月1回の定期的な会議を開催し、協議した事項は、関係委員会等に対し提案や検討を依頼している。

【表 1-2-1 各種委員会】

教授会	図書館運営・研究紀要等編集委員会
学務・入学試験委員会	演奏教育研究委員会
教養教育委員会	学生生活委員会
教職課程委員会	キャンパス・ミニストーリー委員会
研究科委員会	ハラスメント問題委員会
研究科教育運営委員会	国費留学生推薦選考委員会
協議会	個人情報保護委員会
教員選考委員会	研究コンプライアンス委員会
教員資格審査委員会	企画・広報委員会
大学院修士課程教員資格審査委員会	キャリアサポート委員会
大学院博士後期課程教員資格審査委員会	衛星委員会
自己評価・FD 運営委員会	75 周年記念誌編集委員会

※そのほか、学科会議、専修・専攻会議がある。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会や教育内容の変化に合わせ、三つのポリシーを全面的に見直し、令和 4(2022)年度は、それに沿った新教育課程の再編を策定・開始した。引き続き教育効果を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校基本法に則して、建学の精神と教育理念に基づき策定している。それらは、『学生便覧』、『学生生活の手引き』、『大学案内』、大学ホームページ等をとおして、学内外への周知を積極的に行っている。

今後も建学の精神と教育理念を堅持すると同時に、それらに基づく教育内容及びその教授方法については社会環境の変化に対応しながら、全学的な点検を実施する。

以上のことから、基準 1 は満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【学部】

エリザベト音楽大学では、教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを学部全体及び両学科の専修・専攻ごとに明確に定めており（【表 2-1-1】）、その内容を大学ホームページ及び『音楽学部学生募集要項』に明記している。

このアドミッション・ポリシーは基準 1 で述べたように、令和 2(2020)年度から令和 3(2021)年度にかけて、学長、学部長、学科長、学科長補佐など教学部門の役職者を中心として検討を重ね、教授会での審議を経て策定した。

毎年春に学内で実施している教員向け大学案内説明会では、専任教職員に加えて非常勤教員にも参加を呼びかけ、アドミッション・ポリシーについて説明し、学生募集の共通認識をはかっている（【表 2-1-2】）。

【表 2-1-1 音楽学部アドミッション・ポリシー】

エリザベト音楽大学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えた人材の育成を行うために、建学の精神及び教育理念の理解に加え、学修に必要な次の資質・能力を身につけている人を受け入れます。	
音楽学部	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校までの教育課程を幅広く修得している。 ・ 実用英語技能検定準 2 級程度（同等の他のテストの成績を含む）の英語能力がある。 ・ 音楽（教育）に関する経験、興味及び強い関心を持ち、入学後も主体的に他者と連携して音楽（教育）活動に取り組むことができる。 ・ 音楽（教育）に必要な情報機器を利活用する基礎能力がある。 ・ 専修・専攻の求める音楽（教育）の基礎知識及び能力を身につけている。 	
音楽文化学科	音楽文化専修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽創作を行う際に必要な基礎的理論及び作曲技法などを、根気強く学修するとともに、独創的な創作活動に取り組む意欲がある。 ・ デジタル鍵盤楽器に必要な演奏技術と、自作品の創作や編曲に必要な理論を積極的に学ぶ意欲がある。 ・ 音楽とそれを取り巻く様々な活動・現象を研究対象と捉え、教育学、分析学、史学、作品研究、宗教音楽などを実践するために必要な知識を修得する意欲がある。 ・ 音楽の社会的役割に興味を持ち、社会における活用を目指して、幅広い学びに取り組む意欲がある。
	幼児音楽教育専修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児音楽教育に対して深い関心があり、保育について自ら学ぼうとする主体性と、他者と協力して学び合う協調性を持っている。 ・ 自らの音楽的感覚と技術を保育に活かし、音楽と保育をとおして社会に貢献しようとする意欲がある。

演奏学科	<p>声乐専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修を始めるために必要な声乐の演奏技術を身につけている。 ・積極的に演奏技術を身につけ、将来、様々な分野で声楽家、合唱指導者、教育者、舞台アーティストとして活躍することを目指して学ぶ意欲がある。
	<p>鍵盤楽器専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修を始めるために必要な鍵盤楽器の演奏技術を身につけている。 ・鍵盤楽器の音楽に強い関心を持ち、演奏技術・表現力の向上に務めるとともに、幅広い音楽の知識を身につけ、将来、演奏及び教育の面において社会に貢献することを目指して学ぶ意欲がある。
	<p>管弦打楽器専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修を始めるために必要な専攻楽器の演奏技術を身につけている。 ・将来、ソロ・吹奏楽・オーケストラの演奏者、指導者、教育者として社会で活躍していくことを目指し、より高度な知識や演奏技術を積極的に学ぶ意欲がある。

【表 2-1-2 大学案内説明会実施状況】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施日	5月10日	5月9日	5月21日	5月13日	5月12日	4月13日

※コロナ禍のため大学案内説明会を中止し、教授会において専任教員に対し説明を実施。

【大学院】

大学院に関しても教育目的を踏まえ、修士課程と博士後期課程のアドミッション・ポリシーをそれぞれ策定し（【表 2-1-3】）、『大学院音楽研究科学生募集要項』や大学ホームページをとおして周知を図っている。

また、本学学部から大学院進学を希望する学生を対象に毎年説明会を実施しており（【表 2-1-4】）、そこでもアドミッション・ポリシー、入学試験内容、奨学金、進学後の学修内容等についてのガイダンスを行っている。

【表 2-1-3 大学院音楽研究科アドミッション・ポリシー】

修士課程	<p>「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という本学の教育理念を理解し、各専攻分野の研究に必要な資質を備え、当該研究を遂行する強い意欲をもち、地域社会、日本および世界の文化の進展に貢献する意志のある人。</p>
	<p>音楽学専攻 音楽創作・指揮・音楽学・音楽教育学の各専門分野についての豊かな知識と技能を修得しており、将来作曲家、演奏家、研究者、教育者として活躍する資質と意欲のある人。</p>
	<p>宗教音楽学専攻 宗教音楽学・宗教声楽・パイプオルガンの各専門分野についての豊かな知識と技能を修得しており、将来研究者、演奏家、指導者として活躍する資質と意欲のある人。</p>
	<p>声乐専攻 リートやオペラについて豊かな知識と確かな演奏技術を修得しており、将来演奏家、指導者として活躍する資質と意欲のある人。</p>
	<p>器楽専攻 鍵盤楽器・弦楽器・管打楽器とその音楽についての豊かな知識と確かな演奏技術を修得しており、将来演奏家、指導者として活躍する資質と意欲のある人。</p>

博士 後期 課程	「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という本学の教育理念を理解し、各研究領域に関する専門的な知識や技能を習得しており、さらに高度な研究を自立して行うための資質を備え、地域社会、日本および世界の文化の進展に貢献する意志のある人。
	音楽学研究領域 作曲・指揮・音楽学・宗教音楽学・音楽教育学の各領域に関する該博的な専門知識と技能を修得しており、学際性を備えたさらに高度な研究を自立して行う資質と意欲のある人。
	声楽研究領域 声楽・宗教声楽の各領域に関する該博的な専門知識と技能を修得しており、さらに高度な研究・演奏実践を自立して行う資質と意欲のある人。
	器楽研究領域 鍵盤楽器(チェンバロ・パイプオルガンを含む)・弦楽器・管打楽器の各領域に関する該博的な専門知識と技能を修得しており、さらに高度な研究・演奏実践を自立して行う資質と意欲のある人。

【表 2-1-4 大学院説明会実施状況】

年度	実施日	修士課程説明会 参加人数	博士後期課程説明会 参加人数
2018年度	5月31日	4	1
2019年度	7月29日	14	1
2020年度	8月18日	13	1
2021年度	8月3日	17	1
2022年度	7月25日	11	0
2023年度	7月12日(修士) 7月13日(博士)	10	1

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【学部】

入学者の受け入れは、「エリザベト音楽大学入学者選抜規程」及びアドミッション・ポリシーに基づき実施している。合格者は、教授会の審議を経て学長が決定する。

入学試験種別としては、本学を志望する多様な受験生の受入れに対応できるよう、一般選抜(前期・後期)、総合型選抜、学校推薦型選抜(指定校推薦・公募推薦)、初年度奨学生入学試験(音楽文化学科総合型特別選抜入学試験)、ソリスト奨学生入学試験(演奏学科総合型ソリスト選抜入学試験)、アーティスト21特別入学試験(高校2年修了飛び入学試験)、特待奨学生入学試験(演奏学科総合型特待選抜入学試験)、編入学試験の8つを設けている。さらに、一般選抜、総合型選抜、編入学試験については春季入学試験のほか、若干名の募集定員枠で秋季にも入学試験を実施し、受け入れ可能な体制にしている。

入学試験問題は、教授会で承認された教員がアドミッション・ポリシーに基づき問題を作成している。

すべての入試種別において、受験者一人ひとりに学長面接を行っており、そこで、本学のアドミッション・ポリシーに照らしながら、受験者が本学の教育理念を適切に理解し、本学での学修に十分な意欲があるかどうかを確認している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学試験の結果については、学務・入学試験委員会

において検証している。

アーティスト 21 特別入学試験による入学者は令和 3(2021)年度以降途絶えているものの、とりわけ演奏分野における精鋭教育や海外留学の低年齢化は進んでおり、優れた資質を有し強い意欲のある者にその可能性を広げるためにも不可欠な入試制度である。アドミッション・ポリシーに掲げる「高等学校までの教育課程を幅広く修得している」点においては飛び入学ゆえ未熟な部分が見受けられるが、入学後のサポート体制を充実させ、その不安を解消すべく、オープンキャンパスや進学ガイダンス等をとおして保護者及び受験生に説明していく。

【大学院】

修士課程、博士後期課程ともに、春季と秋季に入学機会を設けている。また春季の修士課程入学試験については、11 月末から 12 月初めにかけてと 2 月半ばの 2 回実施することにより、とりわけ学部卒業予定者にとっての進学可能性を拡充している。

さらに修士課程においては、多様なニーズへの対応として社会人特別選抜入学試験も設けており、3 年以上の音楽教育、音楽関連の職に従事した者には専門分野試験と面接だけで受験できる機会を提供している。

留学生入試は修士課程、博士後期課程で実施しており、海外からの出願者については、修士課程のみ令和 3(2021)年度よりオンラインを活用した入学試験を行っている。

入学試験問題は、研究科委員会で承認された教員がアドミッション・ポリシーに基づき問題を作成している。学部よりもレベルの高い研究遂行能力が求められることから、共通科目、専攻科目ともに、修士課程、博士後期課程それぞれのレベルに応じた内容の課題を課している。

なお修士課程においては、「学部との 5 年プログラム規程」及び「修士課程進学者選考に関する内規」に定める選考過程を経て修士課程への進学が承認された者を、2 年次編入の形で受け入れている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学部】

平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度の音楽学部の学生数と入学定員及び収容定員の関係は【表 2-1-5】のとおりである。

【表 2-1-5 音楽学部の学生数と入学定員及び収容定員の関係】各年度 5 月 1 日現在

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
入学者数	55	53	76	59	55	48
入学定員	80	80	70	70	70	70
入学定員充足率	68.8%	66.3%	108.6%	84.3%	77.1%	68.6%
在籍者数	230	218	233	242	247	235
収容定員	320	320	310	300	290	280
収容定員充足率	71.9%	68.1%	75.2%	80.7%	85.2%	83.9%

※入学者数には前年度秋季入学分も含む

近年の顕著な少子化及び入学者数の低下に鑑み、平成 27(2015)年度から 5 年間続けてきた入学定員 80 人を令和 2(2020)年度に 70 人へと改めた。同年度には入学定員を上回る入学者を確保することができ、収容定員充足率は改善してきたものの、令和 3(2021)年度以降は入学者数の低下が続いている。令和 4(2022)年度に新しく設けた企画広報委員会をはじめ、各委員会において検討を重ね、回復への取り組みを図っている。

【大学院】

平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度の大学院の学生数と入学定員及び収容定員の関係は【表 2-1-6】及び【表 2-1-7】のとおりである。

修士課程の入学定員充足率は年度ごとの増減が大きい、全体として減少傾向にあり、学部における在学者減の影響が及ぶ形となっている。令和 2(2020)年度から令和 3(2021)年度にかけては、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置により、留学生の受け入れも停滞した。同時に、修士課程入試では海外在住留学生に対するオンライン入試を導入し、令和 4(2022)年度からはこの入試による入学者も確保している。博士後期課程においては令和元(2019)年度より入学者のない年が続いていることもあり、大学院全体として入学者確保について検討を続けている。

【表 2-1-6 大学院音楽研究科修士課程の学生数と入学定員及び収容定員の関係】 各年度 5 月 1 日現在

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
入学者数	22	15	18	6	22	9
入学定員	20	20	20	20	20	20
入学定員充足率	110%	75%	90%	30%	110%	45%
在籍者数	53	41	36	29	29	33
収容定員	40	40	40	40	40	40
収容定員充足率	132.5%	102.5%	90%	72.5%	72.5%	82.5%

※入学者数には前年度秋季分も含む

【表 2-1-7 大学院音楽研究科博士後期課程の学生数と入学定員及び収容定員の関係】 各年度 5 月 1 日現在

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
入学者数	2	0	0	0	1	0
入学定員	3	3	3	3	3	3
入学定員充足率	66.7%	0%	0%	0%	33.3%	0%
在籍者数	3	3	3	2	2	2
収容定員	9	9	9	9	9	9
収容定員充足率	33.3%	33.3%	33.3%	22.2%	22.2%	22.2%

※入学者数には前年度秋季分も含む

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4(2022)年度に教育課程を改訂し、ディプロマ・ポリシーに基づく新教育課程にお

いて、学修するに相応しい能力を備えた入学者を確保するべく、アドミッション・ポリシーの見直しを行った。今後も、学修内容の到達度を継続的に分析し、アドミッション・ポリシーの見直しを検討する。

学部においては、少子化、実学優先といった趨勢のなか、入学定員の見直し・削減を行ったが収容定員を満たしていないため、さらなる改善策を検討中である。大学院においても、特に修士課程の教育内容見直しに着手すると同時に、修士課程、博士後期課程ともに入試課題のあり方、入試時期等について検討を始めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教授会や協議会に、教員だけでなく職員（基準 2 における「職員」は事務職員を示す）も出席し、学修支援について検討を行っている。職員は各会議における書記の役割だけでなく積極的に意見交換を行っている。平成 22(2010)年度から FD 研修の一環として実施している全専任教員対象（その後非常勤教員にまで対象を拡大）の授業相互参観では職員も授業を見学し、参観後に授業観察票を提出して授業に対する意見を伝えている。これは教員と職員が協働してより良い学修支援体制を構築するための有効な手段となっている。

学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会、学生生活委員会、演奏教育研究委員会、教養教育委員会、教職課程委員会等の各委員会では、学修内容、学生生活、演奏会・公開講座、教養教職科目等に関する事項について【表 2-2-1】のとおり教員と職員が協働で協議している。

【表 2-2-1 学修支援を実施する組織教職員構成人数】

年度	2018		2019		2020		2021		2022		2023	
	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員
学務・入学試験委員会	10	2	10	3	10	1	10	1	10	2	13	2
研究科教育運営委員会	7	1	7	2	8	1	8	1	8	1	9	1
学生生活委員会	9	1	10	1	11	1	12	1	11	1	11	1
演奏教育研究委員会	8	1	7	1	7	1	7	1	7	1	9	1
教養教育委員会	7	0	7	0	6	0	7	0	9	1	9	1
教職課程委員会	7	0	7	0	8	1	9	1	10	1	10	1
自己評価・FD 運営委員会	7	3	7	3	7	4	7	4	7	4	10	5

教職協働で行っている主たる学修支援体制は下記のとおりである。

1) クラス担任制

平成 21(2009)年度よりクラス担任制を設けている。担任は原則として入学から卒業までの4年間同じクラスを担当し、学生の学びのフォローに一貫性を持たせている。クラス担任と学生が前期1回、後期1回集って大学行事、学生生活、演奏会等について伝達するとともに学生からの要望、意見を汲み上げている。その他にも、年4回の個人面談(学修状況、進路及び生活態度の把握、学期末の成績配布)を実施している。また【表2-2-2】のとおり合同ホームルームとして、学生の生活面、将来の進路等についてオリエンテーションを行っている。

令和2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症の影響による大学休講時には、クラス担任は担当する学生一人ひとりに連絡を取り、健康状態の把握及び不安軽減に努めた。

【表2-2-2 合同ホームルーム：オリエンテーション内容】

年度	前期	後期
2018	インターネットの現状・サイバー犯罪と対策	進路オリエンテーション
2019	お金のトラブルを未然に防ぐ	進路オリエンテーション
2020	フィッシング詐欺に気をつけよう！	新型コロナウイルス感染症について
2021	ストレスから自分自身を守るために	県の集中対策解除にあたって
2022	タバコと健康被害について	献血セミナー「大切な命、助け合い」
2023	性感染症について	闇バイトについて SNSの利用について その他大学生が巻き込まれやすい犯罪について

2) 学期はじめの履修相談

2年次以上の学生を対象に3月から履修科目予備登録を開始し、学内ポータルサイト(以下、「イチ」という)に公開しているシラバス及び時間割を参考に、各学生は新年度の履修計画を立てる。その上で新年度オリエンテーション期間中に実施される学務及び教職ガイダンスをもとに、履修登録を行っている。前期及び後期の授業開始1週間は履修科目の変更を可能としており、自分に合った授業の見極めと選択をすることができる。その期間を履修科目登録変更期間とし、履修相談コーナーを設けて教員と職員で学生の指導にあたっている。同期間中、4年生は専任教員とともに、既修単位及び履修計画の点検作業を綿密に行い、卒業要件単位の取得不足に起因する卒業延期が生じないように指導している。

3) 新入生オリエンテーション

新入生には新年度オリエンテーション期間に、学年暦、履修計画、時間割、パソコンセットアップの説明等のほか、学生生活、図書館利用、進路の各ガイダンスを行っている。

進路ガイダンスでは4年後の就職・進路を見据え、キャリアサポート委員会が中心となり、将来の進路実現に向けての意識付けを入学時から行っている。その他のオリエンテーション行事として本学学生としての自覚と誇りを持たせるため、「エリザベトを知る」と題して、大学の沿革、建学の精神、教育理念を伝える機会も設けている。期間中には学外での1泊2日のオリエンテーション・キャンプを実施し、学生や教職員との交流を深め、1年次の履修計画を教職員とともに練る。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度からキャンプを中止しており、広島市内の公的施設または本学西条キャンパスでレクリエーションによる交流を実施している。

4) 学生生活支援

学事部学生生活は「気掛かりな学生について」の調査を6月と11月に定期的に行っている。授業への欠席等修学不良あるいは様子が変わった学生等の情報提供を全教員に求め、学生生活センター室に情報を集約する。学生個々の状況について教職員で情報を共有し、問題を抱える学生については、学生生活センター室長を中心にクラス担任、授業担当教員、学生相談室等で協力し学生指導を行っている。

5) 『学生生活の手引き』の作成・配布

学生生活センター・学生生活委員会編のパンフレット『学生生活の手引き』を毎年作成し、学生・教職員に配布しており、学修支援体制全般（保健室、学生相談室、オフィスアワー、ホームルーム、学習支援アシスタント、教職学習室、キャリア支援室等）について詳細に記載している。新年度オリエンテーションの各ガイダンスにおいて『学生生活の手引き』をもとにきめ細やかな指導を行っている。

6) 学内ポータルサイトの活用

「イーチ」は、休講・補講、学内行事等の通知、シラバス照会、成績照会、出欠管理及び確認等、本学の教育及び学生生活に関する情報発信に活用している。平成29(2017)年度4月のシステム更新により、学生はスマートフォンをはじめとする各種デバイスからアクセス可能となった。また、令和2(2020)年度からはオンライン授業ツールの一つとしてUNIPA LMS (Learning Management System)を導入し、オンラインの利点を対面授業に取り入れる工夫を積極的に展開している。

大学院では、大学院担当教員と職員からなる研究科教育運営委員会と研究科委員会を定例で開催し、大学院の学修に関する事項について審議している。大学院生に対するオリエンテーションは、主として研究科長と職員が実施し、学生一人ひとりの履修計画を点検する。学修支援に関しては学部生に対する支援と同様であり、研究科長を中心に個々のケアに努めている。

令和5(2023)年度より、修士課程の学生に各自の研究テーマを記入させるシートを配布し、提出されたシートを指導担当教員、専攻代表教員（令和5(2023)年度は各専攻の学部の学科長補佐）、研究科長で回覧・共有している。これにより、研究に対する学生の自己認識の明瞭化に繋げるとともに、学修状況を複数の教員の目で把握できるようにしている。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行以来、水際対策のため海外からの入国が出来なかったが、令和4(2022)年度春期より留学生の入国が可能になり、2年越しに入学が再開した。留学生に対しては受験相談の段階から国際交流室長や学事部の企画・広報、学生生活、学務担当のそれぞれの職員が研究科長と連携を取り、合格後もビザ取得や住居の確保、外部奨学金申請補助等に尽力している。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) オフィスアワー

専任教員は週1時間のオフィスアワーを設け、学生の質問・相談などに応じている。専門領域における学習支援をはじめ学生生活における相談を受ける。各教員のオフィスアワーの時間については、学生生活の掲示板に掲出している。

2) 入学予定者事前指導 (入学前教育・リメディアル教育)

入学予定者に対し、12月下旬に事前指導を行っている。事前指導では、1・2年次必修科目である「音楽理論・ソルフェージュ」の講義及び「ピアノ」の実技指導を実施し、大学での学びに慣れるとともに自らの力を把握できる機会としている。一方、教員も入学予定者の学力、音楽基礎力等を把握することにより、入学後の指導に生かすことができている。また各専修、専攻の所属教員が専門分野に関する課題や大学での学びの心得等を提示し、入学までのモチベーションの低下防止、専門分野の基礎力の向上を目指している。とりわけ「音楽理論・ソルフェージュ」は音楽大学での学修の基礎として重要なため、令和3(2021)年度では、提示した課題の解説動画をYouTubeで配信する試みを実施した。そこで生じた疑問や質問に答えるため、その後、双方向によるオンラインを利用して入学予定者と担当教員がコミュニケーションを取る機会を提供している。これらの指導は入学後の学びをスムーズに始められることを期待するものである。令和5(2022)年度からは、入学予定者全員に「イーチ」へのアクセス権を付与することにより、UNIPA LMSを通じて、音楽の基礎理論と小論文のオンデマンド型学習を可能にした。英語については、学外の有料のシステムを利用して課題を出している。

3) TA 及び学習支援アシスタント

本学のTA制度は平成5(1993)年度に導入し、「音楽実技実習ティーチング・アシスタントの実施に関する内規」に則り、博士後期課程に在籍する学生が、研究科長及び専任教員の管理のもと、主に学部生の実技レッスンの指導を行っている。一週における上限時間が定められており、本来の研究に支障のない範囲で従事している。

【表 2-2-4 TA 人数】

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
TA 人数	2	2	1	1	1	0

「学習支援アシスタント」は本学の大学院生による学部生への全般的な学習支援システムで、学部生の授業外における学修フォローアップ（ソルフェージュ、音楽理論、外国語、音楽史、演奏技術向上支援等）を行っている。

【表 2-2-5 学習支援アシスタント人数】

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
学習支援アシスタント人数	12	6	3	2	7	2

4) 修学不良の学生への対応

基準 2-2-①で述べたとおり、学修支援を教職協働で行っている。令和 3(2021)年度から「イチ」内に授業出席管理システムを導入し、教員、職員、学生が相互に授業出席状況を確認することが可能になった。さらに令和 5(2023)年度より保証人も閲覧できるよう権限を付加した。これにより、授業担当教員とともに職員は定期的に確認し、修学不良の学生について早期に発見するとともに、ケア・指導に努めている。

教授会で行う成績判定会議では、成績不良の学生について、クラス担任、学生生活センター室長、実技等担当教員による情報交換及び共有を行い、状況に応じて保証人も連携しながら、退学防止等早期対応につながる支援体制を構築している。休学・退学者の人数は【表 2-2-6】のとおりである。

【表 2-2-6 休学・退学者数（学部）】

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
休学者	1	10	2	0	4	3 (5月現在)
退学者	8	7	4	0	8 (除籍者含む)	1

5) 障がいのある学生への支援（ADHD、LD 等も含む）

入学時に提出する「健康に関する調査書」をもとに、学生生活センター室長が必要に応じて学生や保証人、教職員と情報共有を行い、合理的配慮を提供している。合理的配慮の具体例として、教室の座席配置、板書の撮影、授業及びレッスンの録音等がある。

令和 3(2021)年度 9 月、LGBTQ 及び障がいのある学生への支援と合理的配慮についての教職員研修をもとに、令和 5(2023)年 4 月、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定、合理的配に関する規定を整備した。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援及び授業支援については、さらなる充実を求めて教員と職員の協働体制を引き続き進める。

入学予定者の学力、音楽基礎力の向上のため、入学予定者事前指導から新入生オリエンテーションまでの期間を用いた入学前教育のさらなる充実を図る。

障がいのあう学生への支援に関しては、学生の相談に応じて学生生活センター室長を中心とし連携しながら規定にもどついた組織的なサポートを行う。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生の卒業後の主体的な社会参画と職業的自立を目的とし、教職員が一体となってサポート体制を構築している。

キャリア支援は、教職員の協働メンバーによるキャリアサポート委員会が主導している。令和 5(2023)年度は、キャリア支援室長を委員長とし、学事部長を含めた 6 人の教職員で構成され、卒業・修了後の進路・就職状況を把握し、社会のニーズに応じた進路指導のあり方等を議論している。

キャリア支援の事務組織としてキャリア支援室を設置している。キャリアコンサルタントの資格をもつ室長を配置し、キャリア支援に関するカウンセリング業務、求人情報の提供、履歴書の書き方、面接対策などの実務指導を行っている。また学部 3・4 年生全員、大学院修士課程 1・2 年生全員に対して進路希望調査票をもとに個人面接を行い、キャリア意識の醸成、就職の意思確認及び進学希望調査を実施している。また卒業時の進路調査結果を教授会で報告している。

1) 教育課程内支援

令和 4(2022)年度に、科目連携によるキャリアデザインの体系化を目指し、教育課程内におけるキャリア教育に関する科目の刷新を行った。教養科目として 1 年生前期に必修科目「初年次演習」と「データサイエンス入門」を置き、社会人に必要な文章力やパソコンスキル (AI・データを扱う上でのモラルを含む) を修得する。1 年生後期には「キャリア教育Ⅰ」で、キャリア開発の産業・組織心理学を学び、職業意識の形成を行う。「キャリア教育Ⅱ」では、自己の適性や生き方について考え、社会人として必要な能力やマナー等を学ぶ。「キャリア教育Ⅲ」では、個別面談を行ったうえで、自分の将来・適性を考え主体的に就労体験 (プレ・インターンシップ) を実施し、将来の社会的・職業的自立に向け必要な資質・能力を高める。令和 5(2023)年度は、22 人の学生が履修し、5 事業所・教育機関でプレ・インターンシップを行った。

さらに、幼児音楽教育以外の専修・専攻において、将来を見据え専門性を深めた学びができるように履修プログラムを設定した。音楽文化専修の履修プログラムは創作、研究、総合、演奏学科各専攻における履修プログラムは演奏、指導、総合として設定しており、それぞれの進路に必要な専門科目を履修することで、キャリア形成につなげていく。幼児音楽教育専修は幼稚園教諭を養成する教員免許課程であり、専修そのものを履修プログラムとして位置付けている。

資格について、中学校・高等学校教諭一種免許状 (音楽)、幼稚園教諭一種免許状、さらに玉川大学通信教育課程の併修により小学校教諭二種免許状が取得可能である。また、「マーチング指導法」の履修者は、この講座での検定に合格することで、日本マーチングバンド協会の指導者ライセンス (3 級指導員) を取得することができる。

2) 教育課程外支援

教職志望者のために、教職学習室を設置するほか、採用試験講座・模試で実績のある協同出版株式会社の講師を招き、特別講座を開講して試験対策のサポートを行っている。さらに教員採用試験1次合格者には、教職課程担当教員が2次試験対策の指導を念入りに行っている。近年学校教員関係の採用状況については、毎年現役学生が教員採用試験に合格しており、臨時的任用教諭、非常勤講師として働く卒業生も増えている。教職課程担当教員と連携し、教職関係の就職情報を教養・教職主事に集約して、卒業生も含め、この分野への就職を希望する学生に対して情報を提供している。また保育士の資格取得を希望する学生のために保育士試験対策講座も実施し、実績をあげている。保育士資格の積極的な取得を支援することを目的とし、令和5(2023)年度には保育士資格試験支援奨学金を設立した。

3) 就職支援

本学では、学生一人ひとりの就職・進学希望に応じた支援を、入学から卒業まで継続的に行っている。キャリア支援室を本館2階に設置し、隣接する教職学習室と併せ、就職対策や教職に関する資料を整えている。キャリア支援室では、プライバシーに配慮された環境で面談・進路相談をすることができ、学生に寄り添った手厚いサポートを行っている。キャリア支援室長のほかキャリアコンサルタントの資格をもつ職員が2人おり、必要に応じて就職指導をするなど協力体制にある。

さらに、キャリアサポート委員会が中心となり、学生の職業観・社会観醸成の一助とすべく、さまざまな分野で活躍する本学卒業生からのメッセージ動画の配信、外部講師を招聘して社会情勢を伝える学年別「進路オリエンテーション」を実施している。

音楽大学の専門性を生かせる仕事として、音楽教室講師、自衛隊音楽隊等に講師派遣依頼をし、学内で説明会を行っている。また本学大学院進学希望者には、例年7月に行う「大学院説明会」への参加を促し、学生の意識を高めている。

なお大学院では、近年日本国内での就労を希望する留学生が増えており、国際交流室長が中心となって求人内容の確認、就職活動相談、履歴書の書き方等を支援している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援のさらなる充実を目指して、現在の学生が描く職業観と社会のニーズとを十分に把握し、教職員が相互に連携しながら、学生の希望に沿った進路実現を大学組織としてサポートする。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 学生サービスの体制

学生サービスは、学生生活センター室長の主導のもと、学生生活委員会と学事部学生生活担当、保健室等が連携して行っている。

2) 学生の心身に関する健康相談

専門のカウンセラー2人（専任教員1人、非常勤カウンセラー1人）が対応する学生相談室を、夏季・冬季の休暇期間中を含め、水曜日の11時から14時、木曜日の10時から17時、そして金曜日の11時から14時に毎週開室している。カウンセラーによる専門的な支援のほか、守秘義務を守りつつ必要に応じて学生生活センター室長、学生生活委員会と連携を取り、学生にとって最善の支援を行うよう努めている。

土日を除き毎日9時から17時まで保健室を開室しており、看護師が学生の健康全般の悩みから怪我の手当て等を行い、学生生活をサポートしている。また毎月第1木曜日に学校医による健康相談も行っている。

3) 学生の授業外活動支援

学生の演奏や作曲及び論文執筆等、音楽研究活動を一層盛んにするため、学長による表彰制度を設けている。

自発的な音楽活動の場として研究会の創設を認めている。年度ごとに各研究会の活動・決算報告を確認し、活動補助金を交付している。

学部学生全体の連携組織である学生会が主体となって実施する大学祭及びクリスマス・パーティー等の実施に際して、施設・管理面の援助、学年暦上の配慮を行っている。

キャンパス・ミニストリー (Campus Ministry) は、一人ひとりの出会いを大切にし、また互いにタレントを生かしあって、創造的に奉仕を分かち合うキャンパスの教会であり、キリスト教に関する書籍、視聴覚資料、写真集、新聞、雑誌を置き、月曜日から金曜日に開室している。また、大学内にとどまらず、地域社会にもよりよく奉仕していく場も提供している。大学行事のミサの準備、聖書を一緒に読む活動、キリスト教入門講座、黙想会、ボランティア活動等の紹介をとおして、建学の精神に基づく学生の教育を精神面からサポートする役割を果たしている。さらに、学生が主体となり、パネル展示会やクリスマスに向けた学内の飾りつけなども行っている。

4) 学生の経済支援

・ 本学独自の奨学金

学生生活支援のために、【表 2-4-1】のとおり多種多様な奨学金制度（主に給付）を設け、全学生に対して手厚い経済的支援を行っている。またその内容を、本学の『大学案内』、ホームページ、奨学金専用のリーフレットに示すとともに、高校訪問、進学ガイダンス、大学案内説明会の場でも説明している。

エリザベト音楽大学

【表 2-4-1 本学独自の奨学金制度及び 2023 年度申請・受給者数】

2023 年 7 月 13 日現在

奨学金の分類と名称		対象	前期	後期
学修奨励支援	ザビエル奨学賞	学部・大学院修士課程	12	12+ α
	音楽文化学科初年度奨学生奨学金	学部 1 年生	5	5
	音楽文化学科奨学金	学部	5	5
	専門科目奨励賞	学部	23	23
	演奏学科特待奨学金	学部 1 年生	17	17
	アーティスト 21 特別奨学金	学部 1 年生	0	0
	演奏学科ソリスト奨学金	学部 1 年生	7	7
	大学院特別奨学金	大学院修士課程	4	4
	エルネスト・ゴーセンス奨学金	学部・大学院	1	—
	海外研修奨励賞	学部・大学院	1	0
	エリザベト音楽大学国際音楽セミナー奨学制度	学部・大学院	—	—
	学習支援アシスタント奨学制度	大学院	2	2
	協定校奨学金	学部	10	8
	専願受験生奨学金	学部 1 年生	40	0
大学院進学支援奨学金	大学院進学生 (本学卒)	7	0	
資格取得支援	教員養成奨励奨学金	学部	—	?
	英語技能認定奨学金	学部 1 年生	1	16
	<音楽家の耳>トレーニング検定試験合格者奨学金	学部 1 年生	0	0
	「楽典・ソルフェージュ」成績優秀者奨学金	学部 1 年生	0	7
学修・学生生活支援	兄弟姉妹学生支援奨学金	学部・大学院	3	3
	卒業生子女奨学金	学部・大学院	2	2
	遠隔地帰省支援奨学金	学部	38	—
	家賃補助奨学金	学部・大学院	0	11
	エリザベト奨学金	学部・大学院	0	0
	エリザベト音楽大学学資ローン制度	学部・大学院	0	0
	ロヨラ国際交流基金による奨学金	学部・大学院	10	9

・コロナ禍における奨学金

「新型コロナウイルスに関わる学生への修学支援策」として【表 2-4-2】のとおり本学独自の奨学金として給付し、修学継続のための経済的支援を行った。「対面授業再開準備支援金」「学期末試験準備支援奨学金」は、編入、転入学生、社会人入学生も含めた学部及び大学院の全学生に支給した。(受給率 100%)

【表 2-4-2 コロナ禍の経済的支援】

2023年7月13日現在

支援名	対象	支援金額	申請件数	実施時期
家賃補助	親元を離れて一人暮らしの学生	寮生 10,000円 下宿生 20,000円	46件 75件	2020.4.23
アルバイト代減収への支援金	アルバイト収入が減少した学生	申請者に一律 10,000円	100件	2020.4.23
対面授業再開準備支援金	全学生 (休学者除く)	一律 20,000円	269件 受給率 100%	2020.5.25
インフルエンザ予防接種補助金	接種学生	上限 3,000円 学校医で接種の場合、全額を大学が負担	90件	2020.10.20
学期末試験準備支援奨学金	全学生 (休学者除く)	一律 20,000円	263件 受給率 100%	2020.12.15
新型コロナワクチン接種補助金	接種学生	3,000円 4,000円 5,000円 接種会場までの交通費を含むため、接種会場により支援額が異なる	合計 165件	2021.7～
インフルエンザ予防接種補助金	接種学生	上限 3,000円 学校医で接種の場合、全額を大学が負担	70件	2021.11.1～12.25
新型コロナワクチン接種補助金	3回目接種学生	1,500円	合計 74件	2022.2～2023.3
インフルエンザ予防接種補助金	学校医が接種した学生	3,300円 学校医が大学で接種し、全額を大学が負担	80件	2022.11.1～12.24
新型コロナワクチン接種補助金	4回目接種学生	1,500円	合計 8件	2022.11～2023.3

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学修成果に対する奨学金制度をさらに拡充するとともに、その結果について PDCA を行う体制を整備する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は幟町キャンパス (4,890 m²) と西条キャンパス (35,895 m²) からなり、幟町キャンパスは、本館、1号館（セシリアホールを含む）、2号館（ザビエルホールを含む）、3号館及び4号館がある。西条キャンパスは、運動場、体育館（実習ホール）、教室、実習室（レッスン室）がある。両キャンパスは付属音楽園の施設としても活用している。

エリザベト音楽大学

全学生に個人専用のロッカーを配備しており、安心して楽譜や小型楽器などを保管することができる。

大学施設設備については、【表 2-5-1】のとおり安全・安心で快適な設備環境で教育・研究が行えるよう、エリザベト音楽大学長期計画（2016 年度～2025 年度）に基づいて、施設設備の修繕・更新を継続的に行っている。また、施設設備の安全性の確保は、電気設備、消防設備、エレベータ等の設備の保守管理を、法令に基づき実施している。

本学は、幟町キャンパスから約 300mの場所に、24 時間常駐の寮監を置いた女子学生寮（セシリアホーム）を設置している。学習机、ベッド、整理棚、洗面台を備えた個室と 9 室の防音練習室を備えており、全館冷暖房の完備、自室での無線 LAN 対応など、快適な居住環境を整えている。安全面においても、防犯カメラ及び玄関への電磁錠の設置などの対応を行っている。

【表 2-5-1 施設設備の更新・改修工事】

年度	月	内容
2019 年度	5 月	セシリアホール照明追加工事
	8 月	学生寮浴室改修工事、防火設備修繕工事
	9 月	西条キャンパスフェンス撤去及び設置工事
	10 月	2 号館外壁補修工事
	11 月	2 号館空調更新工事、学生寮ボイラー室給湯管の修繕工事
	3 月	学生寮厨房エアコン修繕工事
2020 年度	5 月	セシリアホール空調改修工事、1 号館北側 1 階練習室空調機器更新工事
	9 月	図書館内初夏転倒防止措置及び照明設備工事
	1, 3 月	エレベータ修繕工事
	3 月	学生寮トイレ改修及びユニットシャワー増設工事、学生寮居室の空調設備更新工事 1 号館から 4 号館への 1 階部分に係る防犯カメラの追加設置工事
2021 年度	6 月	1 号館南側 2 階～4 階練習室等空調機器更新工事
	8 月	本館竖樋漏水対策工事
	8 月	4 号館 7 階練習室空調機器更新工事
	9 月	学生寮厨房への食器洗浄機設置工事
	11 月	1 号館電気設備（受変電設備）改修工事
	2 月	2 号館空調 屋上自動制御機器交換修繕工事
	3 月	1 号館 1 階機械室 送水用加圧ポンプ更新工事 4 号館（3 階から 7 階）練習室空調機器更新工事 学生寮食堂床タイル張り替え
2022 年度	7 月	1 号館練習室等空調機器更新工事
	9 月	2 号館用揚水ポンプ・2 号館空調ファンコイルリモコン更新工事
	12 月	1 号館、4 号館、本館、旧神父館 LED 交換工事
	12 月	西条キャンパス 1 号館 2 階教室空調機器更新工事
	3 月	防火扉調整、防火ダンパー交換工事
	3 月	学生寮セシリアホーム高圧受電設備機器更新工事

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 教室

セシリアホールとザビエルホールは、大教室として大学の授業、卒業試験等に使用するほか、定期演奏会、学内演奏会、卒業演奏会、教員の研究発表、付属音楽園の発表会にも有効活用している。これらに加えて、吹奏楽発表会、学会等での利用など、地域社会のニーズにも十分にこたえられるものとなっている。その他にも、ほぼ全ての教室にグランドピアノ又はアップライトピアノとAV機器を設置している。

幼児音楽教育演習室は、幼児音楽教育専修の学生向けにモンテッソーリ教具及びオルフ楽器を備え、様々な演習が行えるよう配慮している。

保有の楽器台数と内訳は【表 2-5-2】のとおりである。特殊楽器については大学の管理のもと楽器庫に保管し、日常的に学生に貸し出している。

【表 2-5-2 楽器保有台数】

2023年3月31日現在

鍵盤楽器				管弦打楽器						合計
グランドピアノ	アップライトピアノ	パイプオルガン	その他※ ₁	木管楽器	金管楽器	弦楽器	打楽器	和楽器	その他※ ₂	
78	71	7	22	65	44	38	68	12	63	468

・その他※₁には電子オルガン、リードオルガン、チェンバロ、キーボードを含む。

・その他※₂にはオルフ楽器、幼児音楽教育楽器一式を含む。

2) 練習室

練習室は合計 63 室（うち大学院生用 8 室）あり、48 室にピアノを置いている。打楽器練習室及びマリンバ練習室各 1 室、パイプオルガン室 5 室、デジタル鍵盤楽器室 5 室、チェンバロを配置した演奏資料室、また電子音楽関係機材等を設置した電子音楽スタジオ 1 室がある。全部で 29 あるレッスン室には 32 台のグランドピアノを置いており（内 8 室にはグランドピアノ 2 台を設置）、このほか、1 号館 4 階には打楽器等の大音量に対応するアンサンブル室、2 号館 9 階には、吹奏楽をはじめ様々なアンサンブルに対応する、天井が高く開放感のある 120 人収容可能なアンサンブルホールがある。

3) 図書館

図書館は、平日は 9 時から 16 時 50 分、土曜日は 9 時から 11 時 50 分を基本とし、平均して年間約 240 日開館している。夏季休暇中には長期貸出しも行い、利用者の便宜を図っている。本図書館の特色である充実した宗教音楽関係各種資料をはじめ、楽譜、音楽図書を中心とする和書及び洋書、国内外の音楽学術雑誌、参考図書資料、視聴覚資料等を所蔵し、蔵書数は、図書（50,273 冊）、楽譜（57,232 冊）、雑誌（国内外定期刊行物 1,114 誌）、視聴覚資料（17,749 点）となっている。所蔵資料はオンライン蔵書目録（OPAC）システムによって、学内 LAN に接続したパソコン（8 台）からの館内資料の検索も可能である。

なお、院生研究室 511 及び 512 は、大学院生が自主管理のもと利用できる図書室として、

ミニチュア・スコア（9,799 冊）を中心に楽譜や参考図書資料等を置き、学生の研究に役立てている。

【表 2-5-3 図書館利用状況：貸出数】

	図 書		楽 譜	視 聴 覚 資 料	雑 誌		研 究 紀 要	そ の 他
	一 般	音 楽			和 雑 誌	洋 雑 誌		
2018 年度	57	853	1798	601	267	13	171	149
2019 年度	69	779	1686	463	53	46	24	324
2020 年度	65	770	1510	361	167	7	5	111
2021 年度	64	788	1345	386	108	4	12	94
2022 年度	62	686	1375	302	98	2	17	70

※その他は修士論文、博士論文、音楽教科書、新聞等

4) その他

平成 30(2018)年度から導入している学内無線 LAN (Wi-Fi) のアクセスポイントを徐々に増設し、令和 3(2021)年度には本館、2 号館、3 号館、4 号館の Wi-Fi 環境の整備を完了した。2 つの教室に遠隔講義システムを導入し、パソコンを利用した授業及びオンライン授業への対応を可能にしている。

【表 2-5-4 デジタル機器等導入状況】

年度	月	場所	内容
2019 年度	6 月	電子音楽スタジオ用	パソコン 1 台
	10 月	—	仮想ホストサーバー更新・入替
	1 月	院生研究室	無線 LAN 機器
	3 月	—	無線 LAN 機器
2020 年度	5 月	1 号館北 1 階練習室	オンライン授業 施設設備増設工事
		506・224 教室	教室モニター設置
	6 月	オンライン授業用	ノートパソコン 32 台
	2 月	224 教室	ワイヤレス設備更新
	3 月	学生寮	ワイヤレス LAN 設置設定(2F, 3F, 4F フロアー)
2021 年度	4 月	—	無線 LAN 機器 10 台追加
	9 月	506・600 教室	遠隔講義システム一式
	3 月	224・501 教室	AV 機器改修
パソコン実習室		デスクトップ 20 台を撤去、ノートパソコン 10 台に転換 マルチディスプレイ 10 台設置 プリンター交換	
2022 年度	4 月		学内無線 LAN 機器の追加設置工事
	5 月	333 号室	幼児音楽教育専修の教室に電子黒板を設置
	8 月		ネットワーク増強工事

令和 2(2020)年度学部入学生から一人に一台ノートパソコンを貸与しており、令和 5(2023)年度入学生をもって貸与率が 100%となった。パソコン実習室は、「DTM 初級」「DTM 中・上級」や「編曲法」等の授業で使用するほか、学生は自由に利用できる。その他 AV 機器の改修を行うなど、学修環境の整備に随時努めている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

幟町キャンパス 1 号館セシリアホールは、入口の段差をなくし、エレベータや身体障がい者用トイレ、観客席の車椅子用スペースを設けることで、車椅子でも利用しやすい施設にしている。また、階段にはすべて手すりを設置した。

本館・2 号館・3 号館・4 号館においても、2 号館入口の車椅子用スロープをはじめ、エレベータ、自動ドア等を設置することで、キャンパス全体のバリアフリー環境を整備している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学のカリキュラム・ポリシーに掲げる教育方法に、イエズス会教育の特徴である「一人ひとりを大切にする教育 (cura personalis)」を示している。1 対 1 を基本とする音楽の個別実技指導のほか、1 人の教員が 2 人から数人の学生を担当する実技指導・アンサンブル指導など、大半の授業が 20 人以下の少人数によるクラス編成であり、小規模単科大学という利点を生かし、学生数の管理を適切に行っている。

講義や演習を行う授業においても、1 クラス当たりの学生数は概ね 20 人から 50 人であり、教育的効果に配慮し、授業内容によってはクラス分けや定員の上限設定を行っている。

大学院においても基本的に授業は少人数で行われており、複数専攻の学生が履修する関連学科目においても概ね 20 人以下の適正規模に保たれている。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

幟町キャンパスの施設のうち、令和 5(2023)年 3 月でそれぞれ築後 41 年、44 年が経過する本館及び 1 号館については、引き続き保守点検及び改修・改善を行うとともに、建替えの計画策定を行う。

学内施設全般において、学生の要望も取り入れながら、楽器の新規購入や買い替え、情報機器の随時更新及び新規導入を行い、より快適な教育研究環境の整備・維持に努める。

授業のクラスサイズについても、学修にとって適切な状態を保つよう引き続き注意を払う。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、授業評価アンケートや卒業生・修了生アンケートによって全体の意見とその傾向を把握するとともに、先に述べたクラス担任からの面談報告書によって、個別の意見を把握している。

授業評価アンケートや卒業生・修了生アンケートは学事部が集計する。授業評価アンケートの結果は授業担当者が確認することができ、授業内容や方法の改善に役立っている。また、授業担当者はアンケート結果についての意見を学生に提示することとなっている。当アンケートについては学務・入学試験委員会で報告しており、教育内容や方法について検討する体制を整えている。重要項目については、学長、学長補佐、学部長、学科長、学科長補佐等役職者が授業担当教員と面談し、協力して改善に努めている。

卒業生・修了生アンケートは学長、学長補佐、学部長、研究科長、学科長、学科長補佐、学生生活センター室長等の主たる役職者に回覧の後、教授会において報告し、全専任教員が共有している。

上記のアンケート結果は、各部署における PDCA サイクルにおいて活用され、次年度の各計画立案に反映している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望は、先に述べたアンケートやクラス担任の面談報告をとおして把握するほか、学生生活センター室長、学生相談室、学事部学生生活担当職員、保健室等へ学生が直接相談することができる体制になっている。これらの情報は役職者や関係部署等で共有、検討し、適切に対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望は、音楽大学特有の練習楽器の故障や練習室等の学生に非常に身近な問題も含んでいることから、早急の対応が必要とされる場合が多い。そのため常に対応できるよう、修繕依頼書等各種提出書類を常時配置しており、学生はそれを利用して申し出ることができる。緊急を要する場合は、それに依らず、意見・要望が報告された時点で総務部及び学事部が連携して対応している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

各種アンケートの結果は、担当部署や委員会等において教職員が協力して分析する。また、アンケート実施が単に恒常化し留まることのないよう、その目的と内容を適宜見直し改善していく。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れは、アドミッション・ポリシーの効果的活用により実施している。入学者数の低下傾向は継続している現状はあるが、今後も定員の充足に向けた募集活動を継続する。

学修支援、キャリア支援、学生サービスについて、教職員が情報共有をしながら様々な取り組みを行っており、充実している。

IT環境の整備や適切なクラス編成により、教育の効果を上げられる環境になっていると判断する。また、学生の意見・要望を汲み上げるシステムも機能しており、教職員と学生が協働して大学運営に当たることができていると判断する。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

エリザベト音楽大学は、学則第1章第1条に定める「カトリシズムの精神に基づいて教育を施し、広く知識を授けるとともに、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究し、良識ある音楽家を育成すること」を教育目的とし、それに基づきディプロマ・ポリシーを定め、『学生便覧』、『大学案内』、『音楽学部学生募集要項』及びホームページに掲載し周知している。

ディプロマ・ポリシーの見直しとともにカリキュラムの改定を行い、令和4(2022)年度入学生より適用している。3つの力「幅広い教養」「音楽（教育）の専門性」「協働による社会貢献」を身につけることを基本とし、「音楽（教育）の専門性」については専修・専攻ごとに履修プログラムを設定した。

大学院においても学則第1章第1条に定める使命・目的及び教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、『エリザベト音楽大学大学院音楽研究科学生募集要項』及びホームページに掲載している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「エリザベト音楽大学学則」、「学部・学科教育課程履修規程」に定めている。課程修了の認定及び成績の判定については、「学部・学科教育課程履修規程」第21条（課程修了の認定）、第22条（成績の判定）

等の項目に沿って運用している。科目ごとに評価方法、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標を設定しており、シラバスに明示している。

進級に関しては特に規程を定めていない。特別な事情があれば、教授会で審議される。

大学院の単位認定及び修了要件は大学院学則第 7 条及び第 13 条に定めている。学部同様シラバスに評価方法ならびに到達目標を明示し周知しているが、年度はじめに研究科長は各学生と面談し、個々の専攻・領域や研究目標を確認しながら、履修科目を指導することになっている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

教育・学修結果の評価は試験を原則としており、授業の形態・目的に応じて、定期試験の成績（レポート等を含む）と授業への参加度（出席状況・受講態度等）等も加味し、それぞれの点数配分を設定し評価している。成績評価は学則第 7 条で秀・優・良・可・不可の 5 段階に定めており、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。成績評価に対応する成績区分は、「学部・学科教育課程履修規程」第 22 条で 100 点満点での基準を明示している。成績判定は教授会において定期試験及び追・再試験の結果に基づいて行い、議を経て決定する。

なお本学では学業成績を総合的に判断する指標として、平成 12(2000)年度から GPA 制度を導入し、GPA の得点分析により学生の学修到達度を把握し、年間履修単位の上限変更、ザビエル奨学賞や音楽文化学科奨学金の選考、卒業時の総代選考等に活用している。

令和 4(2022)年度以降は、カリキュラム改定にともない「専門科目カテゴリー制」を廃止し、専門の実技試験における成績評価を素点で示すこととした。「学部・学科教育課程履修規程」第 22 条に準じて 60 点以上を合格とするが、秀・優・良・可・不可の評語を用いず素点で示すことにより、学生は各自の実力をより明確に把握できる。

旧教育課程の専門実技科目に対しては前述の「専門科目カテゴリー制」を適用しており、音楽文化学科においては S・A・B・C の 4 つのカテゴリーにおける学修目標を、演奏学科においては S・A・B・C・D の 5 つのカテゴリーにおける学修目標を定めている。学生一人ひとりが自分の学修段階に応じたカテゴリーを選択し、試験を受ける。その成績評価にはカテゴリーごとに a+, a, b, c, d, d- の段階があり、d 及び d- は不合格となる。最終 Semester において Bc（「標準的な知識や技術を修得し、創作や演奏を行う」又は「総合的な演奏表現を修得する」）以上のカテゴリー段階に到達していることを卒業の条件としている。

進級基準は規定していないため、原則として 4 年次まで進級する。

卒業要件は学則第 12 条に定め、教授会の議を経て学位を授与する。成績優秀な学生については、早期に大学院などへの進学や社会での活躍の場を与えるために 3 年次修了時の卒業を認める早期卒業の制度も導入している。

本学入学前に他の大学又は短期大学等で取得した科目の単位認定については、学則第 9 条から 11 条に規定し、60 単位を超えない範囲で認定を行う。

大学院の単位認定、成績評価及び修了認定は大学院学則（第 7 条、第 8 条、第 13 条）に明確に定めており、研究科委員会の議を経て学位を授与する。成績評価と評価基準は秀（100 点～90 点）、優（89 点～80 点）、良（79 点～70 点）、可（69 点～60 点）、不可（59 点～0 点）の 5 段階とするが、修士課程の各専攻の専門研究科目（6 単位科目）については 5 人

で審査を行い、それぞれ1点刻みの4点～0点で評価した合計点によって、秀（20点～18点）、優（17点～13点）、良（12点～8点）、可（7点～3点）、不可（2点～0点）としている。この点数は、短期修了プログラムを申請した学生の最初の専門研究科目試験後のプログラム継続可否判断等にも用いている。また、学部同様にGPA制度を導入し、ザビエル奨学生や総代の選抜基準等に活用している。大学院のディプロマ・ポリシーは修士課程及び博士後期課程の各方針を定めるとともに、修士課程の各専攻、博士後期課程の研究領域ごとにそれぞれ定めている。

【表 3-1-1 音楽学部のディプロマ・ポリシー】

<p>エリザベト音楽大学（音楽学部：音楽文化学科・演奏学科）は、建学の精神及び教育理念に基づく学位プログラムを構築し、学則第1条に定める「カトリシズムの精神に基づいて教育を施し、広く知識を授けるとともに、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究し、良識ある音楽家を育成すること」を教育目的としています。さらに「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」という行動標語を策定しました。</p> <p>エリザベト音楽大学は、次に掲げる資質・能力（学修目標）を修得し、卒業要件を満たした者に学位「学士（音楽）」を授与します。</p> <p>A 幅広い教養</p> <p>A-1 キリスト教（精神）及び恒久平和について学び、多様な文化・倫理観について理解し、「他者のために、他者とともに生きる」精神を身につける。</p> <p>A-2 教養教育に積極的に取り組み、音楽（教育）の専門教育の学修及び卒業後の社会生活に活用することができる。</p> <p>B 音楽（教育）の専門性</p> <p>B-1 音楽（教育）を専門的に学修するための基盤となる音楽基礎力を修得し、実践的に活用することができる。</p> <p>B-2 音楽（教育）の高度な専門知識・技能を修得し、学内外においてその成果を表現することができる。</p> <p>C 協働による社会貢献</p> <p>C-1 地域社会、国際社会の一員として自らの役割を認識し、使命感をもって様々な音楽（教育）活動、地球環境の保全及び持続可能な社会の建設に取り組むことができる。</p> <p>C-2 幅広い教養及び音楽（教育）の専門知識を基にして、自ら課題を見出し、他者とのコミュニケーションを図り、協働により問題解決にあたることができる。</p>

【表 3-1-2 大学院音楽研究科修士課程のディプロマ・ポリシー】

<p>エリザベト音楽大学大学院は、単なる専門知識と技術の教授のみでなく広く豊かな一般の教養を養い、深遠なる音楽性の育成を目指したカリキュラムを編成し、文化の進展に寄与する。</p> <p>大学院に2年（優れた研究業績を上げた学生は1年）以上在学し、所定の単位修得後、修士論文（又は、これにかわるもの）の審査に合格した学生には、修士（音楽）の学位を授与する。</p>
--

【表 3-1-3 大学院音楽研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシー】

<p>エリザベト音楽大学大学院は、単なる専門知識と技術の教授のみでなく広く豊かな一般の教養を養い、深遠なる音楽性の育成を目指したカリキュラムを編成し、文化の進展に寄与する。</p> <p>大学院に5年（修士課程修了者は2年の在学期間を含み、優れた研究業績を上げた学生はこれを短縮することができる）以上在学し、所定の単位を取得後、博士論文（又は、修了リサイタルと博士論文、修了作品演奏会と博士論文）の審査に合格した学生には、博士（音楽、又は音楽学）の学位を授与する。</p>
--

以上、学部、大学院ともに単位認定、卒業・修了認定等の基準は明確に定めており、適切に運用している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級、卒業認定及び修了認定等の基準を明確に定めているが、ディプロマ・ポリシーがカリキュラム・ポリシーとうまく連動しているかを定期的に確認・点検し、必要に応じて改善を図る。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神及び教育理念に基づく教育目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能等を修得するための教育課程編成、その実施方針、学修方法及び学修の在り方等をカリキュラム・ポリシーに具体的に示している。カリキュラム・ポリシーは、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成 28(2016)年度 3 月 31 日に策定した『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』を基準とし、令和 2(2020)年度より検討し、改訂を行った。

令和 4(2022)年度以降入学生に適用する教育課程（以下「新カリ」という）のカリキュラム・ポリシーは、【表 3-2-1】及び【表 3-2-2】のとおりである。これらのポリシーは、『学生便覧』に記載するとともに、大学ホームページにも公表し、学内外に周知している。

【表 3-2-1 音楽学部のカリキュラム・ポリシー】

<p>[音楽学部] 教養科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数による演習科目あるいはマンツーマンの実技指導をとおして、イエズス会教育の特徴である「一人ひとりを大切に教育 (cura personalis)」を実践します。 ・イエズス会教育理念及び建学の精神にしたがい、キリスト教及び哲学など、音楽(教育)の関連諸科学について幅広く学修可能な科目を設置します。 ・大学における学びの基礎として、複合的内容による初年次演習を必修とし、主体的かつ対話的な学修方法を提供します。 ・国際的に活躍可能な人材育成を行うために、英語を必修にするとともに、その他の外国語についても 1 年次より履修が可能です。
--

・キャリア教育に関する科目(必修含む)を複数設置し、卒業後の進路について積極的に思考する環境を整えています。

専門科目

- ・建学の精神に基づき、宗教音楽を基盤とする学修を実践するために、「宗教音楽」(グレゴリオ聖歌研究)を必修とし、西洋音楽の源泉を体得する機会を提供します。
- ・専門教育の基礎科目として、「音楽史」「音楽理論」「ソルフェージュ」「音楽家の耳トレーニング」「和声学」「対位法」「楽曲分析」「合唱指揮法」「吹奏楽指揮法」他を設置します。
- ・研究内容及び進路を見据えた履修プログラムによる履修を可能にするために、両学科の専修・専攻毎に、専門科目群を体系的に位置付けています。

[音楽文化学科]

音楽文化専修

創作プログラム

- ・オリジナルな音楽を自由に創れるようになることを目標に、1年次から「作曲」や「専修実技」の中で専門性を修得するとともに、音楽の基礎諸理論を総合的に学びます。
- ・2年次からは、「上級和声」「管弦楽法」「対位法」「DTM 上級」などの専門的な音楽創作の書法を修得し、作品創作・発表の実践を重ねていきます。
- ・4年次には、学びの集大成として、卒業作品や卒業演奏に取り組みます。

研究・総合プログラム

- ・1年次には、各種「概論」の履修とおして、総合的な基礎知識と研究の素養を養うとともに、「音楽リサーチ」によって研究の各種方法論を身につけます。
- ・2年次には、専門科目の段階的履修により、各領域の学びを進め、知識の高度化を図ります。また「音楽文化基礎演習」に参加し、演習・実習のための基礎を学びます。
- ・3年次からは、ゼミ形式の演習・指導をとおして、個々の研究を深めていきます。文献研究、調査、制作実践やフィールド・ワークも含め、4年次の「卒業研究・制作」へと繋げていきます。

幼児音楽教育専修

- ・幼児教育に関する理論的な学修と、幼児の音楽活動に関する実技及び様々な楽器の専門的な演奏技術など、技能面から学生を指導し、学びをサポートします。
- ・1年次には、「幼児教育原理」及び幼稚園の領域に関する基礎理論をとおして、保育の基盤となる知識を身につけます。また「幼児音楽教育学 I」などの演習科目によって、幼児音楽教育の基礎的知識・技能を養います。
- ・2・3年次には、保育内容の指導法に関する科目をとおして、保育現場において活用可能な専門知識・技能の修得を図ります。また「幼児音楽(ピアノ・うた)基礎技能」「幼児と身体表現」を履修し、幼児に対する音楽指導法を身につけます。3年次になると「幼稚園教育実習 I」において保育技術の基礎を学び、「幼児教育の方法と技術」をとおして各領域の理論と指導法を総合的に活用する力を養います。
- ・4年次には、「幼稚園教育実習 II」をとおして保育技術を高めます。また「幼児音楽教育特殊研究 II」をとおしてコミュニケーション能力や音楽表現力を高めるとともに、「幼児音楽卒業演習」をとおして幼児と音楽教育に対する知見を広げ、理論的思考力を育成します。

[演奏学科]

声楽専攻

- ・1年次・2年次には、「専攻実技」において専門知識・技能の修得を図るとともに、「声楽基礎 技法」によって基礎的かつ多角的な知識を身につけます。
- ・3年次には、「学内演奏」を履修し、日頃の研究成果を発表します。
- ・4年次には、学びの集大成として、総合的な演奏能力の修得を目指します。

演奏プログラム

- ・「オペラ実習」をとおして、舞台芸術の学修を多角的に深めるとともに、他者とのコミュニケーション能力を養います。
- ・「ミュージック・ライティング」を履修し、曲目解説やプログラムノートの書き方を身につけ、卒業後の演奏活動に必要なスキルを身につけます。
- ・「声楽特別レッスン」においては、演奏家としての技能及び演奏解釈を修得します。

指導プログラム

- ・「第九合唱」を2回履修し、音楽の歴史、作品の様式に沿った奏法や表現法及び作曲家の意図を深く追求する力を養い、演奏者・指導者としてのスキルを身につけます。
- ・「合唱指導法」、「即興演習」を履修し、合唱指導に必要な専門知識・技能及び幅広い年齢や能力に応じた指導法を身につけます。

総合プログラム

エリザベト音楽大学

・広範にわたる科目を履修し、自らの力量及び卒業後の進路などに合わせた学びのプログラムを構築します。

鍵盤楽器(ピアノ)専攻

- ・1年次には、「ピアノ作品研究」「ピアノ構造学」、演奏時の身体の使い方を研究する「演奏科学」を履修し、「専攻実技」に必要な基礎的知識及び技能を身につけます。
- ・2年次には、「伴奏法」「ピアノ指導法基礎」「楽曲分析」を必修とし、専攻実技の関連分野における基礎知識及び技能を修得します。
- ・3年次には、「学内演奏」を履修し、日頃の研究成果を発表します。
- ・4年次には、学修の成果として、総合的な演奏能力の修得を目指します。

演奏プログラム

・「ピアノ特別レッスン」を必修とし、「伴奏法」や「室内楽」の履修を通して奏法や表現方法の高度な研究を行います。

指導プログラム

・「ピアノ指導法実践」と「音楽と身体表現(リトミック)」、音楽教室講師の資格取得を目指す「指導グレード研究」を履修し、指導者としての理念や実践力を修得します。

総合プログラム

・ピアノの奏法および知識に関わる必修科目を中心に広範にわたる科目を履修し、様々な目標に沿った研究を行います。

鍵盤楽器(オルガン/チェンバロ)専攻

- ・1年次には、「専攻実技」に加え、楽器構造学や演奏解釈研究などを学びます。
- ・2年次には、演奏に必要不可欠な「即興演奏」と「通奏低音」を履修します。
- ・3年次には、「学内演奏」を履修し、日頃の研究成果を発表します。
- ・4年次には、学びの集大成として、総合的な演奏能力の修得を目指します。

演奏プログラム

・演奏家に必要な即興の技術を高めるために、即興演奏の応用的技術を修得します。

指導プログラム

・指導者に求められる幅広い知識を深めるために、「合唱指導法」と「ピアノ指導法基礎」を履修します。

総合プログラム

・広範にわたる科目を履修し、自らの力量及び卒業後の進路などに合わせた学びのプログラムを構築します。

管弦打楽器専攻

- ・「専攻実技」の履修により、専門知識・技能の修得を図り、基礎的かつ多角的な知識を身につけます。その際、音楽理論、ソルフェージュ、音楽家の耳トレーニングなどの基礎科目を生かした学修を進めます。
- ・「オーケストラ」あるいは「吹奏楽」を4年間継続して履修し、演奏活動における基礎を構築する能力を養います。
- ・2年次以降は、「室内楽」を履修し、実技レッスンにおいて獲得した能力を土台とし、コミュニケーション能力を高めます。また合奏系の授業では、個々の演奏技術の向上とともに、合奏授業準備の時間を自ら管理することにより、自己管理能力を身につけます。
- ・3年次には、「学内演奏」を履修し、日頃の研究成果を発表します。
- ・4年次には、学びの集大成として、総合的な演奏能力の修得を目指し、その成果を発表します。

演奏プログラム

・2年次に「演奏科学」を必修とし、自身の体と内面に耳を傾け、効率的な体の使い方を学びます。また、国内外の著名な演奏家によるマスタークラスなどを受講し、技術力と表現力を深めます。

指導プログラム

・「吹奏楽指導法」「マーチング指導法」「吹奏楽指揮法」などを履修することにより、幅広い年齢や能力に応じた指導を行うことができる力を養います。

総合プログラム

・広範にわたる科目を履修し、自らの力量及び卒業後の進路などに合わせた学びのプログラムを構築します。

【表 3-2-2 大学院音楽研究科のカリキュラム・ポリシー】

[修士課程]

(1) 音楽学専攻

・専門研究

音楽創作・指揮・音楽学・音楽教育学の各専門担当教員による毎週1時間の個人指導科目で、作曲法、指揮

法、学術論文執筆法について研究する。

・特殊研究

専門性を深めるために、研究の基盤となる作曲理論、現代音楽研究、曲種研究、音楽メディア研究、合奏・合唱・吹奏楽の分野別指揮法、楽曲研究、音楽美学研究、音楽史学研究、民族音楽学研究、音楽学原典研究、音楽教育学原論、音楽教育内容論、音楽教育文献研究や、応用的研究として応用音楽学研究、応用音楽教育研究、音楽療法研究を配する。

(2) 宗教音楽学専攻

・専門研究

宗教音楽学・宗教声楽・パイプオルガンの各専門担当教員による毎週1時間の個人指導科目で、宗教音楽に関する学術論文の執筆、宗教声楽の発声法と演奏解釈、パイプオルガンの奏法と演奏解釈について研究する。

・特殊研究

専門性を深めるために、研究の基盤となる宗教音楽古文書学、宗教音楽史、典礼音楽研究、典礼声楽研究、朗唱法研究、オルガン楽曲研究、典礼オルガン研究、オルガン構造学や、ジャンル別の研究として宗教音楽創作研究、宗教音楽指揮法、オラトリオ・カンタータ研究、オルガン即興演奏、通奏低音を配する。

(3) 声楽専攻

・専門研究

声楽実技担当教員による毎週1時間の個人指導科目で、発声練習及び演奏解釈について研究する。

・特殊研究

専門性を深めるために、声楽の基盤となる演奏理論、楽曲研究、演奏解釈研究や、ジャンル別の研究として歌曲研究、オペラ研究、アンサンブル研究を配するほか、将来指導者の立場に立つことを想定して指導法研究を設ける。

(4) 器楽専攻

・専門研究

鍵盤楽器・弦楽器・管打楽器の各実技担当教員による毎週1時間の個人指導科目で、各楽器の奏法と演奏解釈について研究する。

・特殊研究

専門性を深めるために、器楽の基盤となる演奏理論、楽曲研究、演奏解釈研究や、ジャンル別の研究として伴奏法、重奏研究、室内楽、合奏を配するほか、将来指導者の立場に立つことを想定して指導法研究を設ける。

(5) 全専攻関連学科目

各専攻が共通して学べるものとして、英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ラテン語等の外国語研究や楽書講読、文献探索や文章術を学ぶ音楽執筆法研究、音楽の歴史や理論を学ぶ音楽芸術思想・西洋音楽史特講・東洋音楽史特講・楽曲分析のほか、現代音楽に実践的に挑戦するソニクラボラトリーといった科目を配する。

[博士後期課程]

音楽専攻(音楽学研究領域、声楽研究領域、器楽研究領域)

・研究領域特別研究指導

博士論文作成のための毎週1時間の個人指導と年2回実施される総合ゼミで複数教員から指導を受ける。

・特殊研究

専門性を一段と深める作曲研究・音楽学研究・宗教音楽学研究・音楽教育学研究・声楽研究・器楽研究の各専門研究を配するほか、関連研究として音楽史研究・楽曲分析研究・原典研究・音楽文献研究を設ける。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

音楽学部のディプロマ・ポリシーに掲げる、「幅広い教養」、「音楽（教育）の専門性」、「協働による社会貢献」の3つの項目からなる資質・能力（学修目標）は、カリキュラム・ポリシーのもとに編成している授業科目の学修をとおして身につくものである。したがって、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を持っている。

大学院音楽研究科のカリキュラム・ポリシーは、修士課程においては音楽学専攻、宗教音楽学専攻、声楽専攻及び器楽専攻、また、博士後期課程においては音楽学研究領域、声楽研究領域及び器楽研究領域が定める、人材養成の目的を反映したディプロマ・ポリシーを踏まえたものであり、一貫性を持っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) 学士課程

a. 教育課程の編成

旧教育課程（以下「旧カリ」という）は、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養学科目、関連学科目、主要学科目、全学共通特殊講義で編成している。新カリは、各専修・専攻の履修プログラムに沿って、教養科目及び専門科目で編成している。

新カリでは、将来を見据え専門性を深めた学びができるよう、履修プログラムを設定している。音楽文化学科音楽文化専修は、創作プログラム（作曲、デジタル鍵盤楽器）、研究プログラム、総合プログラムの3つのプログラムから成る。幼児音楽教育専修は幼稚園教諭養成の教員免許課程であり、専修自体が一つのプログラムになっている。演奏学科声楽専攻、鍵盤楽器専攻及び管弦打楽器専攻には、演奏プログラム（演奏家を目指すプログラム）、指導プログラム（指導者を目指すプログラム）、総合プログラム（音楽を生かした様々な将来目標に対応したプログラム）を設置している。

新カリでは1年次にクォーター制を導入し、ターム科目を設け、集中的に学修できるように編成した。とりわけ「初年次演習」では、学生生活を有意義に送るためのスキルや、大学生に必要な基礎教養を学び、高校から大学への滑らかな移行を目的としている。さらにその学修成果を補完・発展させるため、学年の進行に応じて多種多彩な選択科目を置いている。

①教養科目

両学科・すべてのプログラムに共通して開講する科目群である。各プログラムの学修において4年間の基礎・基盤を担う「初年次演習」、本学の建学の精神であるキリスト教及び恒久平和について学修すると同時に多様な文化・倫理観について理解を深める「人間学」、卒業後に生涯にわたり活躍できるようキャリア・マネジメント力を養う「キャリア教育」など、多様な科目を設置している。

また、本学ではカトリック・イエズス会の教育方針に従い、外国語教育にも注力している。外国語科目として、「英語」、「英語会話」、「フランス語」、「ドイツ語」、「イタリア語」、「ラテン語」を開講している。「英語」及び「英語会話」については、グローバル社会へ対応することができるよう、1年次の必修科目としている。なお、これらの英語科目については、クラス分けテストを実施し、習熟度別に受講する。英語を含め、その他の言語科目についても、基礎的内容から発展的内容まで難易度に段階を持たせて配置することで、学修のニーズに応えている。

②専門科目

カリキュラム・ポリシーに沿い、専門科目を体系的に位置づけている。専門実技学修システムのさらなる充実のために、令和4(2022)年度より、音楽文化専修の作曲及びデジタル鍵盤楽器、声楽、鍵盤楽器、管弦打楽器の各専攻では、各 Semester での課題を設定するように改めた。

③教職に関する科目

中学校・高等学校教諭一種免許の取得のための教職科目群である。一部の科目は、教養科目における選択科目として配置し、教職履修者以外の学生も履修することができるようにしている。

b. 履修単位数の上限

履修単位数は、学部・学科教育課程履修規程第3条により「一つの学期に履修・修得できる単位数は原則として24単位以下とする」と定め、年間48単位を上限としている。ただし、前年度のGPAの平均値(前期・後期のGPAの平均値・少数点以下第2位を四捨五入)が3.0以上の優秀な学生は、年間の単位の上限を越え、56単位までの履修を認めることとしている。一方、前年度のGPAの平均値が1.5未満の学生は40単位を上限としている。

2・3年次に教職課程(中・高)を履修する学生は、年間履修単位の上限を54単位としている。ただし、前年度のGPAの平均値3.0以上に該当する学生は、上述の56単位を適用することができる。

c. シラバス

旧カリのシラバスは、必修・選択の別、定員、定員の実施方法、授業の目的・内容、到達目標、評価方法、テキスト・参考書、各授業回の授業計画、別途負担費用、準備学修(予習・復習等)から成る。新カリのシラバスでは、これらの項目に、実務経験、ディプロマ・ポリシーとの関連性及び学修成果を加えた。到達目標は、ディプロマ・ポリシーを基に設定するよう、各授業担当者へ周知している。科目担当教員が記したシラバスの内容は、学務担当職員を中心として確認している。シラバスの内容は学内ポータルサイト「イーチ」に掲載し、学内外に周知している。

d. 教員免許課程

音楽学部において取得できる教育職員免許状は、大学学則第13条に基づき、幼稚園教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状(音楽)、高等学校教諭一種免許状(音楽)である。免許状を取得しようとする学生は、免許状の種類に応じ、本学の定める教職課程科目の単位を修得する必要がある。また、幼児音楽教育専修は専修自体が免許課程であるため、本専修に在籍している学生は原則として幼稚園教諭一種免許状を取得する。ただし、幼児音楽教育専修以外に在籍する学生であっても、他学科他専修履修の制度を利用し、幼稚園教諭一種免許状を取得することが可能である。

e. 他大学との連携による小学校二種免許状の取得

玉川大学通信教育課程の科目等履修生として、小学校教諭二種免許状を取得することが可能である。この制度を利用できるのは、本学の定める選考基準を達した者である。免許状を取得しようとする学生は、玉川大学の定める通信教育及びスクーリングを通じて教職課程科目の単位を修得する必要がある。

2) 大学院音楽研究科修士課程の教育課程

学士課程で培った知識と技能を広い視野の下にいつそう深め、高度な専門性を培うため、修士課程には音楽学・宗教音楽学・声楽・器楽の4専攻を設置している。主要学科目における週1時間の個人指導科目、及び特殊研究に加え、全専攻共通の関連学科目の履修を通して、専門知識や技術の下支えとなる豊かな教養を養う。関連学科目の「音楽執筆法研究」は、楽曲解説執筆に必要な知識やスキルを学ぶ場と同時に、学部で卒業論文執筆経験のない学生に向けた、学術論文執筆のための基礎修得機会、及び博士後期課程進学に関心のある学生にとっての準備の場とも位置付けている。

3) 大学院音楽研究科博士後期課程の教育課程

博士後期課程では、「研究領域特別研究指導」として博士論文執筆に向けた各自の研究に

関する週1時間の指導を受け、併せて、各自の領域に応じて履修する専門科目(3年間必修)と選択必修科目(2科目以上履修)を通して、研究遂行に必要な能力及び学識を高める。半期に一度、学生による研究発表報告を「総合ゼミ」として開催しており、領域を異にする複数教員からの質疑や助言を受けることで、客観的・多角的に研究の方向性を検討、再確認する場として機能している。これには修士課程や時に学部の学生も参加し、相互に刺激を与え合う機会ともなっている。博士論文審査ないしそれに先立つ論文予備審査までには、1年次及び2年次の終わりに、領域に応じて学会発表又は学術誌への論文掲載、研究コンサート、又は作品提出を行うこととしており、専門分野において高度で自立的な研究能力を身につけることを目指している。

3-2-④ 教養教育の実施

学士課程では、前述したとおり、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程の柱の一つとして教養科目を配置し、教養教育を行っている。そのうち、「初年次演習Ⅰ・Ⅱ」、「人間学Ⅰ」、「データサイエンス入門」、「キャリア教育Ⅰ」、「英語Ⅰ・Ⅱ」、「英語会話Ⅰ・Ⅱ」は全学科で共通の必修科目として位置づけている。外国語に関しては前述したとおりであり、以下、その他の科目についての概要を示す。

「初年次演習Ⅰ」

日本語の基礎的な知識について学び、学力・生活力の基盤となる言語運用力を高めることを目的とする。また、大学生活や論文作成、社会生活に必須となる基本的な事項をグループディスカッションや実際の文章作成を通して学ぶ。

「初年次演習Ⅱ」

アカデミック・リテラシーとして、学生生活を有意義に送るための学生生活スキルと、大学生に必要な基礎教養として西洋史概論を学ぶ。

学生生活スキルでは、①本学の教育理念(カトリック大学としての特徴)を理解し、4年間の見通しをもって大学生活を送るためのスキルを学ぶ、②大学での学び方、音楽大学での学び方、学内のルールを理解し、自分の生活リズムを構築すること、③大学生活におけるリスクやトラブルへの対応策について理解することを目標としている。

西洋史概論では、①本学での中心的な学び(西洋音楽)の基礎となる西洋史の基礎的な事項を把握する、②(音楽)大学生として身につけておくべき西洋の文化・思想の概要を、その歴史的な流れと関連付けて理解する、③授業を通して、大学生活に必要な思考力およびディスカッションスキルの基礎を修得する、という3点を目標としている。

「人間学Ⅰ」

キリスト教の文化、特にカトリック教会の伝統、儀式、祈りなどを取り扱う。音楽の世界においても、クラシック音楽、宗教音楽、グレゴリオ聖歌の土台となっているのは、キリスト教の文化であることから、キリスト教の文化を知らずしてグレゴリオ聖歌や西欧の芸術音楽を学ぶことは不可能である。本授業では、カトリック教会の伝統、習慣、祈りなどを学ぶことによって、キリスト教の価値観を理解することを目標としている。

「データサイエンス入門」

学校教育現場でのコンピュータ普及に対応するため、コンピュータの機能と活用及び今日のコンピュータの状況についての一般的理解を得ると共に、音楽教員に必要なコンピュ

ータ操作の初歩を習得する。また、SEとしてソフトウェア開発業務に従事した経験を生かし、再利用可能なデータの作成方法や伝わりやすいデータの提示方法など、実社会で有益なソフトウェアの利用方法を教授する。Windowsの操作、インターネットのセキュリティ、情報の取り扱いの注意点を理解する。

「キャリア教育Ⅰ」

職業に関する知識を習得し自己理解をしながら、「自分が将来どのように生きていくのか(キャリア)」を主体的に考える姿勢を身につけることを目的とする。自己分析やグループワークも交えて、自己と他者を理解する姿勢を身につけ、コミュニケーションについて考えながら、社会の中で生きるイメージを養う。

本学では、教養教育の充実及び円滑な運営のための教学組織として「教養教育委員会」を設置している。本委員会では、委員長を中心として、所属する教員及び職員が教養科目の授業の運営、試験、評価等について定期的に点検を行っている。その後、本委員会での審議内容を学務・入学試験委員会、さらに教授会に諮ったうえで、教養教育の体制を整備している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1) 全学的な取り組み

a. 「音楽家の耳トレーニング」の導入

ソルフェージュと音楽理論を統合した音楽基礎教育システムにより、音楽の実践に必要な総合的な音楽能力を育成することを目的としている。この教育システムは本学で開発したもので、平成19(2007)年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に選定された。個々の学生の習熟度に応じたクラスを編成し、音楽的感覚を育成し、音楽的理解を深めることができるように工夫している。

b. 授業評価アンケートの活用

教授方法の見直し、改善を行うための組織体制として自己評価・FD運営委員会と学務・入学試験委員会がある。学生による授業評価アンケートの実施方法、内容の見直し等は、自己評価・FD運営委員会が中心となって行い、実際の運営は、学事部学務担当が各学期の中間及び期末に定期的実施している。アンケート実施後は、各授業担当教員に公開するとともに、学務・入学試験委員会においてアンケート結果の分析を行う。アンケート結果及びそこから得られた学生の要望・質問等に対し教員はコメントを返すシステムをとっている。

c. 体験活動・地域貢献活動への取り組み

学内の学びで身につけた専門知識・技能を応用すること、また、他者と協働することにより、協調性・創造性を培うと同時に、社会の一員としての自覚することを目的として、多種多様な体験活動・地域貢献活動を実施している。具体的な取り組みとしては、著名な指揮者、プロのオーケストラと共演し、第九合唱に出演することを必修としている。

演奏学科のみならず音楽文化学科の学生も加わり、オーケストラ、吹奏楽、室内楽等の授業における音楽経験の成果を発揮する場として、多種多様な演奏会を開催している。これらの演奏会の多くは、学内外に公開している。

地域社会と連携しながら、親子を対象としたコンサート等も積極的に開催し、学生の主体的な学修を担保している。

d. 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス対策のため、令和2(2020)年4月の自治体からの休校要請期間に、オンラインシステムを活用した遠隔授業の実施体制を整えた。遠隔授業の整備のために、学務担当が中心となり、操作マニュアル及び実際の操作方法の動画を作成した。さらに、教員・学生ごとに操作説明会を実施し、システム及び機器の操作に不安のある者に対しての対応を行った。

他方、大学教育においては、対面授業を受けたいという学生の希望を受け止める必要があるという文部科学省からの要請を受け、本学では全ての授業をオンラインとするのではなく、感染拡大の防止策を十分に講じた上で、対面による授業やレッスンの機会を設けることを積極的に実施した。実技レッスンの際には、フィルム付きのパーテーションを用いることで、教員と学生が双方向的なコミュニケーションを図ることができるよう工夫した。

コロナの5類への移行後は、3密の回避や換気などの基本感染対策は継続しつつ、実技系授業も含めて通常の授業形態に戻しながら、併せてコロナ禍に得たオンラインシステムを使用した教授方法の展開を行っている。

2) 音楽文化学科の取り組み

a. 領域横断的な学びの推進

音楽文化専修では、創作プログラム(作曲・DTM・デジタル鍵盤楽器)、研究プログラム(音楽学・宗教音楽・音楽教育)、総合プログラムの3つのプログラムを設定している。学生が各々の関心に合わせて、これら3つのプログラムから学びを選択することを可能としている。

b. ICT機器の積極的な活用

昨今の社会生活や教育現場に充分に対応できるよう、授業内でタブレットや電子黒板を積極的に使用している。音楽アプリを用いた音楽創作・実演、電子黒板を用いた教育現場に対応するような模擬授業・模擬保育等を実施することで、学生がICT機器を効果的に活用する知識・技能を身につけることができるよう工夫している。

3) 演奏学科の取り組み

a. 専門科目カテゴリー制

旧カリにおいては、「専門科目カテゴリー制」を導入している。この制度でのカテゴリー一制とは、基礎的な段階から質の高い音楽性と知識を備えたプロフェッショナルな段階までの、様々な学修段階のことを指す。学生は、各学科・専攻ごとに定めているシステムに沿って学習を進める。

b. 実技カルテの導入

新カリでは、実技カルテを導入した。実技カルテとは、専攻実技における学修進度やその過程を可視化し、学生自身が4年間の自らの研究成果を自覚できることを目指し、実技レッスン及び実技試験の内容を記録し保存する役割を果たす。これらは4年間をとおして実技ファイルとして保管するものであり、実技レッスンの記録、実技定期試験チェックシ

ート、実技定期試験の記録の三つから成る。実技レッスンの記録とは、毎週のレッスン内容を学生自らが記録、整理するものである。実技担当教員もこの記録を確認する。実技定期試験チェックシートとは、実技定期試験での演奏に対して各専攻で設定されたチェックポイントに従って審査員が一人ひとりについてチェックし、アドバイスを記入するものである。実技定期試験の記録とは、4年間の実技定期試験での演奏課題や評価（素点）を一覧で記録し、4年間の成長を振り返ることができる。

4) 大学院音楽研究科の取り組み

大学院はもとより少人数体制で、各教員がきめ細かい対応を行って教育を進めている。専門研究（6単位科目）の指導は論文・実技とも毎週1時間の個人指導であり、きめ細かい指導を重視している。なお、1年目の試験（音楽創作研究発表、論文研究発表、演奏研究発表）で優秀な成績（15点以上）を修めた場合は、2年目に1.5倍の個人指導を受けられる特典を付している。修士課程では各専攻の主要学科目の他、現代音楽の実験的演奏を体験する「ソニックラボラトリー」など、専攻を問わず履修できる関連学科目を多く設けている。さらに年1度国内外から著名な音楽家を講師に招いて大学院公開講座を開催し、学生らの音楽的見識を豊かに深める機会を提供している。

標準修了年限は2年間であるが、修了プログラムとして、短期修了プログラム及び長期修了プログラムの二つを置いており、「大学院修士課程における短期及び長期修了プログラムに関する内規」に基づき、学生は、自身の学修進度や将来の目標に合った選択することができる。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

令和4(2022)年度より新たに開始したカリキュラムの改善・充実を図るべく、各授業担当者は授業内容のリフレクションをとおして教育的効果や課題点を検討し、これらの結果を学務・入学試験委員会が中心となり集約・検討を行っている。とりわけ近年は入学者の資質・能力が多様化している。この点も考慮しながら、教授方法や授業形態については教員間でよりきめ細かく討議を重ね、ディプロマ・ポリシーに掲げる到達目標を達成することを目指す。大学院においても、授業担当教員各自の取り組みに加え、大学院全体としての共通の取り組みを進めるべく、検討を行っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学士課程では、学科ごとの教育目的及び専修・専攻ごとの教育目的（「人材養成に関する

る目的」)に基づく三つのポリシーを策定し、これらを踏まえた学修成果の達成度を以下のように点検・評価し、運用している。

1) 学生の学修状況

学生の学修状況は授業評価アンケートにより把握している。これは自己評価・FD 運営委員会のもと学事部学務が実施し、ターム科目と実技レッスン科目は期末に、その他の授業科目は中間と期末に行っている。内容は、学生自身に関すること（出席頻度の自己評価、授業理解の程度、到達目標の理解とそれに向かう姿勢、予習・復習時間、授業満足度）と、授業改善につながること（教員の話し方、資料提供の明快さ、教員のコミュニケーション力）について5段階で回答するものや、授業内容についての意見や要望などの自由記述を設定している。なお、アンケートへの回答は定期試験の成績発表・通知の条件とし、高い回答率を維持している。

卒業・修了時のアンケートは学事部学生生活が実施し、その結果は専任教職員に公開するほか、教授会でも取り上げて検討を行うなど、総合的な教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けてのフィードバックを図っている。

2) 学生の学修成果

ディプロマ・ポリシーに沿って、専修・専攻ごとに具体的な目標及び評価方法を設定している。新カリの各授業科目のシラバスには「ディプロマ・ポリシーとの関連性」を明記している。学修成果は、GPA や各科目の5段階評価により学生は把握する。成績評価は、教授会において期末ごとに全専任教員が共有し、ホームルームの個人面談等で学修指導に活用している。

専門実技科目の学修成果は、以下のようにその目標を設定し、評価方法を定めている。

旧カリにおいては、平成 13(2001)年度に導入した「専門科目カテゴリー制」を基に、学生一人ひとりの実力に合わせて段階的に学修を進め、それぞれのカテゴリーに応じた学修目標を定めており、その達成状況を定期試験において点検・評価している。

新カリにおいては、旧カリのカテゴリー制に替わるものとして、令和 4(2022)年度より「実技課題」の設定を行った。カテゴリー制の大きな目的であった学修目標の明確化と段階的学修を踏襲したうえで、学生個人でその実技学修段階と目標を設定でき、さらに実技試験では観点別評価ができるように改善した。そして専門実技科目の学修成果は、「実技ルテ」をとおして学生へフィードバックしている。

3) 進路に関する調査

学生の進路に対する意識を把握し、卒業後の進路についての的確なアドバイスを行うことを目的として、キャリア支援室が「進路希望調査票」の提出及び「就職・進路調査」を毎年度実施している。「進路希望調査票」は、2年生を対象に毎年12月に実施。調査項目は希望する進路や自己分析等で、キャリア支援室長は「進路希望調査票」をもとに3年次と4年次に、全員と面談を行う。「就職・進路調査」は、卒業年次の学生に対して毎年度実施し、就職、進学、留学、演奏・創作活動等、卒業後の進路状況を的確に把握することを目的としている。

4) 資格取得状況

教職課程委員会において、教職課程の履修状況及び教員免許取得見込み状況、教員採用

試験の結果等を点検し、学生の指導に活用している。

「英語技能認定奨学金」制度の導入により実用英語技能検定試験等の受験を促し、資格取得の支援体制を整えている。

保育士試験の受験対策として、試験科目ごとに専門の講師を招集し、試験対策講座の開講及び模擬試験等の実施を行っている。とりわけ音楽文化学科幼児音楽教育専修の学生は、卒業後に幼児教育・保育職に就くことが予想されるため、保育士資格の取得を促している。保育士試験終了後には、学生の科目合格状況を把握・点検し、資格取得に繋がるように支援を行っている。令和 5(2023)年度には保育士資格試験支援奨学金を設立し、さらなる学修支援につなげている。

5) 大学院音楽研究科

修士課程では、授業評価アンケートに加え、各学生の全体的な学修成果は GPA で把握し、またディプロマ・ポリシーにおける専門性の部分に直結する学修成果は修了演奏、修士論文、修了作品の成績及び点数で評価している。令和 5(2023)年度からはこれに学生が記入する研究テーマシートの振り返りも加味される。博士後期課程は、GPA 及び1年次及び2年次に課される研究コンサート等の成績で途中経過としての学修成果を、学位論文、修了リサイタル等の審査結果において、最終的な学修成果を評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは、以下のように実施している。なお、これらの取り組みの方針を定めたアセスメント・ポリシーは現在検討中である。

1) 学修状況に関する調査のフィードバック

授業評価アンケートは、学修指導及び授業改善を目的として実施し、その結果を、学務・入学試験委員会において共有している。またアンケートの質問項目の結果と自由記述を基に、各授業担当教員は学生に対してコメント公表を行い、フィードバックしている。学生からの意見や要望が多く出た授業科目については、学務・入学試験委員会でその内容を精査し、必要に応じて改善策を検討し、授業担当者に伝えている。

令和 4(2022)年度の教職員研修会では、「新カリキュラムの振り返りと学修成果の可視化～初年次教育を中心にして～」において、「音楽史 I」、「音楽理論 I」、「ソルフェージュ I」をはじめとした新カリの各授業担当者が、授業内容、成績状況、改善点等を説明し、専任教員全体で新カリの振り返りを行った。

2) 学修成果のフィードバック

専門実技科目の学修成果は、「実技カルテ」をとおして学生へフィードバックしている。基準 3-2 で述べたように、専攻実技における学修進捗やその過程を可視化し、学生自身が4年間の自らの研究成果を自覚できることを目指しており、実技レッスン及び実技試験の内容を記録し保存する役割を果たす。これらは4年間の実技レッスンの記録、実技定期試験チェックシート、実技定期試験の記録から成り、各自が成長を振り返ることができる。

3) 進路に関する調査のフィードバック

「進路希望調査票」及び「就職・進路調査」は、進路指導における適切な情報把握と改善に向けて行っている。キャリア支援室で集約し、全体の傾向や、専修、専攻ごとの特徴を把握し、キャリアサポート委員会や教授会等を通じて情報共有し、学生への指導、支援講座の充実の検討等に反映している。

4) 大学院音楽研究科

各授業においては授業評価アンケートの結果をそれぞれの教員が授業内容や指導方法等にフィードバックしている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

各種調査については、引き続き確実に実施するとともに、より適切な実態把握に向けて質問内容の見直し等を行う。また、調査の結果についても、分析と活用をさらに積極的に行っていく。

学修成果に関するアンケート、ポートフォリオシステムの整備、各種調査の関連性の分析等については、その実施に向けた体制を早急に整備する。学生及び学外者からの意見聴取によるフィードバックについて検討していく。

大学院においても、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のより精緻な方法を検討するとともに、点検・評価の組織的なフィードバックに向けた具体的方策を検討する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「エリザベト音楽大学管理運営規則」（以下、「管理運営規則」という）は、「この規則は、エリザベト音楽大学（以下「本大学」という）の校務処理を明確かつ円滑にさせ、もってその効率的な管理運営を図るため、学内諸機関の組織、職制、職務及び事務分掌について定めることを目的とする。」（第1条）とあり、大学の管理運営体制の組織及び役割責任について定めている。同規則において学長の職務は、「学長は、本大学を代表し、校務全般を統理する。学長は、本大学の建学の精神、教育理念及び理事会の方針に従い、諮問

及び審議機関の意見を聞き、本大学の発展隆昌を図る政策を実行する」(第4条)と規定し、さらに学則第27条3項においても「学長は、校務を掌り全職員を統督する」としている。

本学は小規模な単科大学であり、開学以来、学長は各部門を総理して大学の運営を担ってきた。学長は理事会において任免が決定され、法人の最高決定機関である理事会の第1号理事となることから、法人の使命・目的を遂行するうえで教学部門及び管理部門の責任も担っている。

教学面で学長を補佐する役割として、学長補佐、学部長、研究科長、学科長、学科長補佐、教養・教職主事、演奏教育研究委員長、学生生活センター室長、キャンパス・ミニストリー室長が任命され(「管理運営規則」第5条から第14条)、事務局には事務局長、総務部長、学事部長、図書館長が任命されている(同規則第19条)。役職者は役割を分担しつつ、教職員と連携して職務に当たっている。建学の精神及び教育理念の実現に向かう学長は、リーダーシップを確立し、発揮できる体制が構築されている。

このことは、コロナ禍における緊急かつ重要な事項・案件への対応に表れ、学長は役職者と綿密に協議し、各所からの意見集約を行いつつ適切な時期に的確な決定を行い、リーダーシップを発揮した。一例として、新型コロナウイルス感染拡大時の学年暦変更、オンライン授業に係るUNIPA LMS(Learning Management System)の導入、教育環境の維持・改善等が挙げられる。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学は教授会(管理運営規則第15条及び教授会規程)、研究科委員会(同規則第16条及び研究科委員会規程)のほか、諮問・審議機関として協議会等各種委員会を置いている(同規則第17条)。

原則として毎月一回開催される教授会及び研究科委員会を含む学内の諮問・審議機関は法令及び各規程に従った審議事項について協議され、学長による最終決定を支援し、大学運営の適切性を担保している。

選考規程に従い学長補佐は理事会において任命され、学部長及び研究科長は学長が任命する。事務局は、本学及び法人の管理運営を掌り、役職となる事務局長の任命は理事会が行い、その他の役職者は学長が任命する。管理運営規則の定めに従い、学長を補佐すると同時にその職務を適切に執行している。管理運営を目的とする諸規則については、時代の要請に応じて適宜改正を行っている。

学長は、学長を補佐する教学及び事務局役職者との間で、法人役職者懇談会や情報交換会を定期的に開催し、出席者間での報告・連絡・相談をとおして情報の交換あるいは共有を図っている。さらに出席者もまた各自が主催する会議体での検討に際して、懇談会での情報を生かしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

法人及び大学の事務組織編成は、管理運営規則により組織、事務内容等を定めている。教職員は、学長の命を受け、各種会議体に所属し、協働で大学運営に参加している。

事務職員の採用は、候補者を学長が総合的に判断して選考する。学長が適当と判断した

場合、理事会に内申し、理事会が採用を決定する。本学の事務職員数は少なく、一定期間ごとに昇任する制度及び明文化された昇任規程はない。本学では事務職員に役職を任命する際に、学長は法人役職者懇談会において意見を聴取して決定している。年度末に理事長は専任事務職員全員と面談を実施する。その際、各自が提出した年度目標と成果及び反省、次年度目標を記した面談シートを面談資料として活用している。

諮問・審議機関である委員会の議長、委員長及び委員の選任に関して、各委員会規程に従い、学長は教員及び事務職員の専門性及び経験等を考慮して任命し、教職協働を実現している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップのもと、様々な取り組みを試みている。今後も組織改革や教職協働を推進するにあたり、学長は教学及び管理部門の役職者と連携して、リーダーシップを発揮するように努める。

社会の急激な変化を踏まえ、常に組織体制や人材配置を点検する。その際、短期的な視点にとどまらず、中長期的な教職協働の視点による改善策を講じる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の学部専任教員は、大学設置基準の定める専任教員数及び教授数を充足しており、それぞれの専門分野に応じて音楽文化学科又は演奏学科のいずれかに配置され、大学全体及び各学科の教育目的の実現を目指した教育を実践している。

大学院（修士、博士後期）においても、各専攻ともに設置基準に定める専任教員数及び教授数、研究指導教員及び研究指導補助教員を充足している。

専任教員の採用については、「教員選考規程」、「教員資格審査委員会規程」、「教員資格基準に関する規程」、「大学院博士後期課程教員資格審査委員会規程」、「大学院修士課程教員資格基準に関する規程」、「大学院博士後期課程教員資格基準に関する規程」に則り、理事会で決定された人事方針・計画に基づき、学長が当該諮問機関の議を経て行っている。専任教員の採用は原則として公募で行うが、必要に応じて学内の教員の推薦を得て候補者案を作成する場合もある。

専任教員の採用に際しては、学長は選考委員を任命して教員選考委員会を組織する。同委員は採用試験を実施し、候補者の専門的な能力及び教員としての適格性を判断して候補者を選考する。その結果を学長が承認したうえで、教授会において当該候補者について諮

り、内定する。その後、教員の資格の審査を教員資格審査委員会（学部）が行う。最終的に学長は選考過程と結果を理事会に内申し、理事会が採用を決定する。

専任教員の昇任は、教員資格審査委員会（学部）において、「教員資格基準に関する規程」を基に、教育実績、研究業績、学内貢献、地域貢献、勤務年数等の観点から審議し、最終案を学長は理事会に内申したうえで総括的評価を行い決定する。

専任教員は、専門性に合わせた授業科目・実技指導を担当するほか、基礎から応用・発展を含む両学科主要科目を分担して担当するなど、専任教員の役割を果たしている。

教員の業績評価は、毎年9月に提出される教育研究業績書を基に学長が行い、次年度の昇任審査等に活用している。さらに年度末に学長は専任教員全員と面談を行う。その際、各教員が提出する年度目標と成果及び反省、次年度目標を記した面談シート、教育研究業績書、演奏又は学会出張等の届出を面談資料として活用している。

【表 4-2-1 専任教員数の状況】

学部・学科名	授与する学位	収容定員	専任教員					設置基準上必要専任教員		非常勤講師
			教授	准教授	講師	助教	計	うち教授		
音楽学部										
音楽文化学科	学士（音楽）	80	10	5	2	0	17	6	3	122
演奏学科	学士（音楽）	200	4	7	2	1	14	6	3	
大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数								7	4	
計		280	14	12	4	1	31	19	10	122

【表 4-2-2 専任教員年齢構成】

年代	26～30		31～35		36～40		41～45		46～50		51～55		56～60		61～65		65～70		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
教授											2	3		2	1	4		2	14	
准教授					1	1	3	2	1	1		2		1						12
講師		1		1	1			1												4
助教			1																	1
計		1	1	1	2	1	3	3	1	1	2	5		3	1	4		2		31

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

自己評価・FD運営委員会は、専任教職員で構成され、SDと関連付けながら教員の資質・能力向上につなげるための計画の立案・実行をしている。

4月のオリエンテーション期間には、大学設立の歴史、建学の精神・教育理念あるいは設立母体、カトリック教会及びイエズス会教育等に関する理解を深める研修会として「ゴージェンズ記念講演」を実施している。9月に毎年実施する教職員研修会においては、学生を指導する上で必要な知識を得る講演、文部科学省行政報告、教職員が参加した研修会参加報告及び授業参観の振り返り等を行う。以上二つの研修会は、専任教職員には参加を義務づけており、希望する非常勤教職員も一部参加可能となっている。

前後期の各1回、授業参観期間を設けており、専任教職員は、指定授業を参観し、授業

エリザベト音楽大学

観察票を提出しなければならない。希望する非常勤教員も参観が可能である。職員も見学・体験し、その感想を授業観察票に記載して提出する。

平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度にかけて実施された取り組みは以下のとおりである。

【表 4-2-3 ゴーセンス記念講演、教職員研修会】

年度	開催日	テーマ等	参加人数
2018	4/5	講演「イエズス会教育：信仰、宗教と宗教対話」（フランシスコ・アント本学専任講師）	専任 31 非常勤 13
	9/20	講演「学びの改革—授業はこう変わる—」（下崎邦明 本学監事） 研修報告、特色ある教育活動発表ほか	専任 49 非常勤 5
2019	4/4	講演「時間の流れの中で」（白浜満 広島教区司教）	専任 54 非常勤 12
	9/20	講演「大学における障害のある学生との関わり」（竹内吉和 竹内発達障害支援コーポレーション代表） 研修報告、学生募集と広報戦略、大学の方向性についてほか	専任 50 非常勤 15
2020	4/6	新型コロナ感染防止のため中止	
	8/24	教育方針・理念、三つのポリシーとカリキュラムの作成について（深堀聡子 九州大学教授）	専任 46
	10/12	教育に活かす IR（福田健 清泉女子大学教授）	専任 23
	10/14	文科系カリキュラムにおける AI データサイエンスの位置づけ（山本達也 清泉女子大学教授）	専任 29
	3/26	大学生の心と対応のヒント（岡野泰子 本学教授）	専任 51
2021	4/5	講演「イエズス会教育（理念）と SDGs」（サリ・アウガスティン 上智大学教授、イエズス会司祭）	専任 52 非常勤 9
	9/16	午前：「LGBT および障害学生支援における合理的配慮」（高石恭子 甲南大学教授）午後：「財務の現状および将来計画」、「高等教育政策、大学の使命・目的と三つのポリシー策定、学修成果、内部質保証について」、「研究倫理の確立と厳正な運用」（会計室長、学長、学事部学務職員）	専任 52 非常勤 4
2022	4/4	「聖イグナチオの年」（山内保憲神父）	専任 50 非常勤 5
	9/21	【午前】全体講演「大学・学生生活における著作権・知的財産について知る」（河合直人 広島総合法律事務所弁護士） 【午後】教員：新カリキュラムのふり返りと学修成果の可視化～初年次教育を中心にして～ 職員：研修会参加報告および学内 DX 化	専任 47 非常勤 12
	3/10	イエズス会を知る（過去、現在、未来）（梶山義夫神父）	専任 15
2023	4/3	講演「『ペドロ・アルペ』神父の霊性とイエズス会教育」（酒井陽介神父）	専任 51 非常勤 5

【表 4-2-4 授業相互参観】

年度	開催日	対象授業	
2018 前期	5/12(土)～ 6/2(土)	音楽史 I フルートレッスン フランス語 I 日本語表現 I 合唱 I・合唱研究 I ピアノレッスン 幼児音楽教育学 II 専任教員の全授業科目	専任教職員は期間中に 2 回参観
後期	10/29(月)～	生徒指導研究	専任教職員は期間中に 2 回参観

エリザベト音楽大学

	12/1(土)	DTM 中・上級 楽曲分析Ⅱ 声楽レッスン ドイツ語Ⅵ ピアノレッスン 世界音楽文化Ⅰ 専任教員の全授業科目	
2019 前期	5/7(火)～ 6/3(月)	ユーフォニアムレッスン 人間学Ⅱ-1 ピアノレッスン 声楽レッスン 暮らしと健康Ⅱ小児保健 道徳教育研究 合唱Ⅰ・合唱研究Ⅰ 専任教員の全授業科目	専任教職員は期間中に 2 回参観
後期	10/28(月)～ 11/30(土)	フルートレッスン) ピアノ構造学 鍵盤楽器演奏理論Ⅱ 図画工作 音楽史Ⅱ 音楽科教育法Ⅲ クラリネットレッスン 専任教員の全授業科目	専任教職員は期間中に 1 回参観
2020 前期		コロナ感染症対策のため中止	
後期	9/23(水)～ 10/18(金)	管弦打楽器奏法研究 生徒指導研究 発達心理学 教育課程論 合奏・合奏研究	専任教職員は期間中に 1 回参観
2021 前期	5/12(水)～ 5/31(月)	英語Ⅴ 室内楽(金管楽器)-1 室内楽(打楽器)-1 以下コロナ感染症対策のため中止 即興演習Ⅰ-1A オペラ研究Ⅰ ソニックラボラトリーⅡ 音楽文化概論Ⅰ	専任教職員は期間中に 1 回参観
後期	10/4(月)～ 10/11(月)	保育相談 幼児理解と保育相談 ピアノ指導法Ⅰ 室内楽(木管楽器)-2 ピアノ副科レッスン 西洋器楽史Ⅳ ピアノ副科レッスン	専任教職員は期間中に 1 回参観
2022 前期	5/17(火)～ 5/31(火)	人間学Ⅰ 混声合唱 音楽教育概論 ピアノレッスン 声楽基礎技法Ⅱ DTM 中・上級 保育内容論Ⅳ 声楽副科レッスン 世界音楽文化Ⅰ サクソフーンレッスン	専任教職員は期間中に 1 回参観
後期	10/18(火)～ 10/24	音楽理論Ⅰ-C レジストレーション研究 初年度演習Ⅱ トロンボーン主科レッスン	専任教職員は期間中に 1 回参観

エリザベト音楽大学

		英語 I - A 副科弦楽チェロ 合奏・伴奏法ⅡB 情報機器演習 ピアノ副科レッスン	
2023 前期	5/23(火)～ 6/19(月)	ピアノレッスン ギターレッスン 声楽演奏解釈研究 I 音楽療法 I ホルンレッスン ソルフェージュ IC 幼児音楽基礎技能 I 専任教員の全授業科目	専任教職員は期間中に 2 回参観

【表 4-2-5 学生による「授業評価アンケート」】

年度	開催日	対象授業	履修者数	回答率
2018 前期	7/2(月)～8/2(木)	前期開講科目対象	271	97.9%
		前期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	156	94.2%
後期	1/11(金)～2/20(水)	後期開講科目対象	283	94.9%
		後期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	179	95.5%
2019 前期	7/1(月)～8/2(金)	前期開講科目対象	251	95.5%
		前期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	148	95.9%
後期	1/10(金)～2/19(水)	後期開講科目対象	175	95.5%
		後期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	123	94.3%
2020 前期	7/15(水)～8/20(木)	前期開講科目対象	258	98.2%
		前期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	158	98.7%
後期	1/20(水)～2/19(金)	後期開講科目対象	208	97.5%
		後期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	144	97.9%
2021 前期	7/13(火)～8/3(火)	前期開講科目対象	274	97.8%
		前期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	162	95.7%
後期	12/16(木)～2/3(木)	後期開講科目対象	276	93.4%
		後期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	189	92.1%
2022 前期	5/12(木)～5/23(月) 7/22(金)～7/28(木)	前期講義科目対象	275	94.9%
		前期実技レッスン対象		93.9%
後期	11/22(火)～12/9(金) 1/19(木)～2/16(木)	後期講義科目対象	271	90.4%
		後期実技レッスン対象		94.4%
2023 前期	5/23(火)～6/13(火) 7/6(木)～7/28(金)	前期講義科目対象		
		前期実技レッスン対象		

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、学部及び大学院ともに、法令を上回る教員数が確保され、配置されている。教育目的及び教育課程に即した適切な状態を今後も維持するように努める。

教員の研修・FDについては、これまでの取り組みを継続する。授業評価アンケートについては、令和 4(2022)年度より、授業最終回終了後に加え、授業の中間期にも実施しており、その結果を効果的に活用し、授業の質の向上に努める。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は教職員が一体となって教職員研修会を開催し、FD と SD を同時に推進している。平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度にかけて実施した SD の取組みは以下のとおりである。平成 28(2016)年度に策定した長期計画(2016~2025)では「教職員の FD 及び SD に積極的に取組み、教育研究の基盤強化を図ると同時に、建学の精神・教育理念等の理解の深化にも努める」とし、SD の実施について年次計画を作成し、組織的に進めることとした。毎年度の事業計画でも教職員研修について定めている。

日本カトリック大学連盟主催職員セミナー、日本私立大学協会研修会、全国私立大学教職課程研究連絡協議会主催「研究大会」、日本学生支援機構主催「キャリア教育・就職支援セミナー」、文部科学省主催「教職課程認定等に関する事務担当者説明会」、教育ネットワーク中国主催「教職員研修会」(年間 5 回~7 回)等に事務職員が参加し、資質向上に取り組んでいる。研修内容については基準 4-2【表 4-2-3】及び【表 4-3-1】のとおりである。

平成 24(2012)年度、教職員のキャリアアップのための公的資格取得報奨金を設けた。事務能力の質的向上を図り、業務を遂行し本学の発展に寄与することを目的としており、これまで 3 人の職員を表彰、報奨金を支給し、自己研鑽も推奨している。

【表 4-3-1 学外研修】

年度	研修内容例	研修件数	参加人数(延べ数)
2018	カルト団体の最近の同行と大学の対応 新教職課程の準備と期待 学校法人における税務実務 キャリア教育・就職支援ワークショップ など	12 件	19 人
2019	新教職課程運営の課題 学生ポータルシステムの事例紹介 クレーム対応力強化セミナー 新たな給付奨学金制度 など	17 件	23 人
2020	ウイズコロナ時代の大学広報 広島地区就職問題に関する担当者会 教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会 教職課程認定等に関する事務担当者説明会 コロナ禍における学校法人の法務対応について など	7 件	15 人
2021	キャリア教育・就職ガイダンス 学生生活指導における取組について 「改正女性活躍推進法」等オンライン説明会 カトリック学校法人リーダー研修会 など	20 件	36 人
2022	長期化するコロナ禍での学生支援 日本カトリック大学連盟職員研修会 私立大学を取り巻く諸情勢と当面する重要課題 高校生の進路選択行動の変化と今後採るべき募集戦略について	13 件	14 人

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

学内外の研修をとおして、事務職員の資質・能力向上の機会を提供している。教職員研修会にグループワーク・ディスカッションを積極的に取り入れたことは、大学運営に不可欠な教職協働に対する意識改革につながっており、今後も継続して実施する。

平成 28(2016)年より事務室を 1 か所に集約移転したことで、情報共有が円滑になった。この利点を生かし、情報共有に留まることなく業務の効率化と向上化を図り、個々の資質・能力が組織力となるより効果的な SD を、学長及び事務局長を中心に立案し、実施する。

平成 27(2015)年度から数年間試行した評価システムについては、十分な成果が得られず、現時点での評価は、理事長による年度末の面談のみとなっている。新たな評価方法について検討を行う。

大学運営・経営について理解する機会としての SD であるが、社会が急速に変化し、ZOOM 等を活用したオンラインによる研修機会も増えており、全体研修と個別研修をうまく組み合わせ事務職員の資質の向上に努める。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員一人ひとりに研究室を整備し、内線電話、ネット環境の整備を行っている。演奏学科教員の研究室はレッスン室を兼ねている。

全てのレッスン室にピアノを配置し、定期的に保守点検、調律、買い替えを行っている。ピアノの専任教員の研究室及びいくつかのレッスン室にはスタインウェイピアノがあり、学生のレッスンに活用している。

教員は必要に応じて大小ホールでレッスン、練習等を行うことが可能である。

専任教員と非常勤教員がともに利用できる講師控室には、内線電話、ネット環境、コピー機、パソコン、プリンター、ロッカー等の設備を設けている。

「就業規則」において、専任教員には勤務時間の特例を設け、1 週間のうち 2 日を研究日とし、時間割の調整により学内外で研究等行えるよう配慮している。

「図書館運営・研究紀要等編集委員会規程」に基づき、専任教員等による研究発表の場として『研究紀要』が刊行されている。実技指導の教員は、大学主催演奏会に出演する機会が設けられている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

科学研究費助成事業等に関する研究倫理の確立のため「公的研究費の使用に関する行動

規範」及び「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、「公的研究費に関する不正防止計画」を整備し、適正に管理している。

「公的研究費の管理・監査に関する規程」を定め本学が定める学内関係諸規程・取扱要領等の遵守について定めている。

基準 4-2-②のとおり、教職員研修会において、研究倫理の確立に関する諸規程について教職員全員が説明を受け周知徹底を図り、研究倫理の厳正な運用を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員の研究活動を促進するため、教育研究に係る経費を対象として教育研究費を設けている。

教育研究費とは別に、使用目的の評価及び確認をしたうえで必要な経費に関しては、学長決裁特別研究費の配分を可能としている。

科学研究費助成事業に係る申請手続き、採択後の事務手続き等のサポートなど積極的な支援を行っている。科研費の採択状況は、次のとおりである。

【表 4-4-1 科研費の採択状況一覧】

科学研究費助成事業	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	新	継	新	継	新	継	新	継	新	継
基盤研究 (C)		1		1		1		1		
若手研究	0		1			1		1		1
合計	0	1	1	1		2		2		1

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の研究時間の確保及び研究環境の整備を継続して行うとともに、研究活動の資源である教育研究費及び科学研究費等の資源の厳正な運用を行うため、SD・FD 研修会を年間計画に組み込み、教職員に啓発を行う。

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップが確立され、教職員が一体となって様々な課題に対処する仕組みができています。

教職員の資質・能力の向上に向けて必要な取り組みを実施しており、研究活動環境の改善に努めている。

年度目標と成果及び反省、次年度目標を記した面談シートを基に、理事長・学長が全ての専任教職員と面談し、評価を行っている。今後そのプロセスを明文化して、評価制度を定着させる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の使命・目的を達成するため、設置者である学校法人エリザベト音楽大学は、「学校法人エリザベト音楽大学寄附行為（以下「寄附行為」という）第3条（目的）において、法人の目的を明確に規定している。

寄附行為第6条（理事会）及び第9条（理事長の職務、理事の代表権の制限）においては、理事会は学校法人の業務の最高議決機関であり理事長は法人の代表者であると定めるとともに理事長の選出に関しても明確に規定され、理事の中から理事の互選により選出されるとしている。

また、令和4(2022)年3月23日に、教職員が学校法人エリザベト音楽大学の建学の精神に基づく使命を具現化するための規範として「エリザベト音楽大学ガバナンス・コード」を制定し、大学ホームページで公表した。

大学の効率的な管理運営を図るため管理運営規則を定め、管理運営規則第17条において諮問及び審議機関として、協議会及び各種委員会等を定めている。

教職員の就業については就業規則に定め、寄附行為及び建学の精神に則り、前文にはカトリックキリスト教の理念と精神に基づく組織倫理を掲げている。また、ハラスメント防止ガイドライン、個人情報の保護に関する規程を整備し大学内の安全な環境を保持している。研究活動についても公的研究費の使用に関する行動規範等を教職員研修会で研修するなど諸規程の変更等に対応している。

なお、寄附行為・財務情報をはじめとする私立学校法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則で公開が定められている情報については大学ホームページにおいて公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的を達成するため平成28(2016)年度にエリザベト音楽大学長期計画(2016年度～2025年度)を策定し、基本理念を「建学の精神、教育理念の実現」、「広島から世界に貢献」、「学生の夢や目的の実現」とし、具体的な分野別目標を「建学の精神、教育理念、ヴィジョンの具現化」、「教育研究」、「地域社会、世界への貢献」、「経営」、「施設設備」と定めている。

また、この長期計画の目標に基づき、毎年度、事業計画を立て行動目標を定めている。

事業計画については、教授会等の会議はもとより年度当初のオリエンテーションの際に教職員研修会において共有し、計画の実現に向け努力している。教学及び法人の各部署か

らの素案が理事長及び事務局長の元で集約、調整の後に策定され、寄附行為第 19 条（諮問事項）に基づき評議員会の意見を聞くとともに第 30 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき理事会において議決を得ている。また、事業計画は、年度中途及び年度末に、各部署で達成状況を調査した後に、理事会及び評議員会において報告を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

安心して教育研究が行われる環境を目指し、施設管理とともに人権等に配慮しながら学修環境整備を行っている。環境保全への配慮として、クールビズの実施、冷暖房機器の温度設定の集中管理、電灯不要箇所の蛍光灯の撤去などの省エネ対策を行っているほか照明の LED 化の導入を推進している。

安全面からの取り組みとして、大学入口に受付業務担当者（嘱託職員及び業務委託）が午前 6 時 20 分から午後 9 時 20 分まで常駐し、安全に注意を配っている。夜間は業務委託により管理業務担当者が午後 8 時 30 分から午後 11 時の間、学内巡回、施錠確認等事故防止等に取り組んでいる。また、学内の廊下に防犯カメラを設置している。特に 1 階においては外部からの侵入者の監視等のため、校舎内の通路に 11 台の防犯カメラを設置している。併せて、警備保障会社と契約し防犯・火災監視のシステムを導入しており、毎日午後 7 時から午前 8 時、休日は終日について警備保障会社の監視センターによる遠隔監視を実施している。

人権への配慮の取り組みとして、「ハラスメント防止ガイドライン」、「ハラスメント問題委員会規程」を定めている。これらに基づきハラスメント問題委員会を設置し、ハラスメントに毅然と対処し、ハラスメントを起こさない努力を重ね、そのための方策に万全を期すこととしている。大学が保有する個人情報の取り扱いに関しては、「個人情報の保護に関する規程」を定め、ホームページ上で「個人情報保護方針」を公表している。また、「公益通報に関する規程」を定め公益通報・相談があった場合の適切な対応及び通報者を保護することとしている。

また、安全への配慮の取り組みとして、危機に迅速かつ的確に対処するため「危機管理規程」を定めている。この危機管理規程に基づき「防火管理規程」「消防計画」「南海トラフ地震防災規程」及び「危機管理マニュアル」を定め、当該災害予防及び災害発生時の業務マニュアルとしており、毎年度、幟町キャンパス、西条キャンパス、学生寮において、総合防災・自衛消防訓練計画を作成し地震及び火災への対応がとれるよう学生と教職員による避難訓練を実施している。また、災害発生時の備蓄品として水、食料、ブランケット等を常備している。AED（自動体外式除細動器）は、幟町キャンパス内に 2 箇所、西条キャンパスと学生寮に設置している。

研究活動に係る公的研究費の適正な運営・管理に関しては、「公的研究費の使用に関する行動規範」を定め、関係する諸規程等をホームページ上に掲載するとともに教職員研修会において、研究活動における不正行為への対応について研究倫理を高めることとしている。

学内のコンピューターシステムのセキュリティ対策については、昨今の様々なサイバー攻撃に対処するため、学内で使用する全てのパソコン及び学内サーバに対してディープ・インスティンクト（Deep Instinct、米国）を令和 4(2022)年度に導入した。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的を達成するため、組織倫理に基づき、適切な運営を継続していくとともに、危機管理体制に関する整備を継続する。さらに、本学では10年間の長期計画を立案したが、次期中長期計画については期間を5年間として、現長期計画の最終年である令和7(2025)年を前倒して策定するべく準備を進める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の使命・目的の達成に向けて、寄附行為第6条において理事会について規定している。理事会は学校法人の業務の最高議決機関として法人の業務を決し、理事の職務執行を監督し（同条第2項）、理事長は理事会議長となる（同条第7項）。さらに同条では、理事会の招集、通知、開催要件、議決方法、欠席時における付議事項への意思表示の取り扱い、利害関係時の除斥等についても定めている。

理事の選任については、寄附行為第12条第1項第1号にエリザベト音楽大学学長、第2号に評議員の内から理事会において選任した者2人以上3人以内、第3号に学識経験者のうち理事会において選任した者1人以上2人以内、第4号にカトリック・イエズス会日本管区管区長の推薦した者1人と規定している。第2項には第1項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものと定め、法人は寄附行為を遵守して理事を選任している。

理事会の開催は、毎年度8回前後開催されている。過去2年間（令和3(2021)年度～令和4(2022)年度）の理事会の開催状況は次のとおりである。

【表 5-2-1 理事会の開催状況（令和3（2021）年度～令和4（2022）年度）】

開催年月日	開催時間	理事 現員 (a)	理事の出席者数等の状況			監事の 出席状況
			出席数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示に よる出席数	
令和3(2021)年5月27日(木)	16:30~17:00	5人	4人	80%	1人	2/3
令和3(2021)年5月27日(木)	18:00~18:20	5人	4人	80%	1人	2/3
令和3(2021)年7月29日(木)	17:30~19:00	5人	5人	100%	0人	3/3
令和3(2021)年9月30日(木)	17:30~18:10	5人	5人	100%	0人	3/3
令和3(2021)年11月25日(木)	17:20~18:00	5人	5人	100%	0人	3/3
令和4(2022)年1月27日(木)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年2月24日(木)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	3/3
令和4(2022)年3月23日(水)	18:50~19:20	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年5月28日(土)	13:30~14:00	5人	5人	100%	0人	2(1)/3

令和4(2022)年5月28日(土)	15:30~16:00	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年7月28日(木)	17:30~19:00	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年9月29日(木)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	3/3
令和4(2022)年11月24日(木)	17:30~18:20	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年1月26日(木)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年2月22日(水)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年3月25日(土)	16:00~16:20	5人	5人	100%	0人	2(1)/3

(注) 監事の意味表示による出席については、令和3(2021)年9月以降取り扱うこととし、監事の出席状況欄の()内の数値で表記した。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

私立大学をとりまく環境は今後厳しくなることが予想されるが、理事長のリーダーシップのもと適切なガバナンスを確保して、寄附行為に基づく理事会運営を継続していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学は小規模な単科大学であり、事務局において法人の事務と大学の事務を行っている。また、平成27(2015)年6月以降、理事長は学長を兼務しており法人及び大学運営において、リーダーシップを発揮していることから、法人と大学との連携は円滑かつ迅速に行われている。

理事会の開催状況については、前述の【表5-2-1】で示しているとおりでであるが、理事相互が意見を交わすと同時に、理事長主導による法人経営が行われている。学長は、本学を代表し、校務全般を統理し理事会の方針に従い職務を行うこととされており(管理運営規則第4条第1項、第2項)、大学運営上教学部門の責任者であると同時に管理部門の責任者でもあることから、理事会はその審議決定にあたり、大学の教学部門及び管理部門の実情を相互に踏まえた内容にすることが可能な体制となっている。

なお、理事会を補完するため、学内の役員及び法人役職者等による法人役職者懇談会を毎週開き、日常の法人、大学の重要事項及び理事会に上程する議案の調整等を行っている。さらに理事長は、正式な会議の位置付けはしていないが、教学及び事務局の役職者との情報交換会を授業期間中開催し、管理部門と教学部門間の意思疎通を図るとともに情報共有に努めている。

また、管理運営規則第17条に基づき大学に諮問及び審議機関として協議会及び各種委員会等を置いている。協議会は、法人部門と教学部門の役職者で構成され、部門間の意思疎通や連携が図られており、大学全体に関わる重要事項及び各部署からの意見について審

議する仕組みが整っている。役職者は各部署・委員会からの意見を汲み上げ、あるいは意見交換・集約した後に協議会に臨んでいる。

各種委員会は教職員が2年の任期（更新可）で委員を務め、それぞれの立場での提案事案などの検討・審議を行い、連携を深めている。各種委員会での審議の結果は、教授会、研究科委員会、協議会あるいは理事会等において検討が深められ、理事長又は学長による最終決定へと進むプロセスができています。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関については、前述の基準5-3-①で述べたとおり大学においては、教授会、研究科委員会、協議会、各種委員会等各部門の相互の連携が図られており、検討や審議の段階において、相互チェックを果たすことができています。また、理事会は、この法人の業務を決定するほか、理事の職務の執行を監督することとしている。理事には学長が第1号理事として選任されていることにより、教授会などの意向は適切に反映される。

なお、学長を含む理事5人の内、学外者である理事が2人という構成から、法人及び大学の業務執行について適切かどうかの検証は可能である。

ガバナンス機能の役割を担い責任を果たす立場にある監事については、寄附行為第13条（監事の選任）に基づき理事会で選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任し、監事は第11条（監事の職務）に基づき職務を適切に遂行している。

監事3人は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会及び評議員会へ出席し意見等を述べている。理事会及び評議員会への出席状況は適切である。また、監査法人による監査状況の報告を受けるとともに意見交換等を行っている。

監事3人のうち1人は、少なくとも毎週1回、大学において会議等へ出席するとともに必要に応じ大学の役職者と懇談を行うなど日常的に業務監査を行い、法人及び大学運営上の重要事項に関し意見を述べている。また、大学の定期演奏会などの各種行事の視察を通じて、日頃の教育研究活動を把握している。なお、当該年度の監事監査報告書及び翌年度の監事監査計画書については、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会については、寄附行為第17条（評議員会）の規定に基づき開催されており、理事長は寄附行為第19条（諮問事項）に基づき、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附講師の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項ほかについてあらかじめ評議員会の意見を聞いている。

評議員の選任については、寄附行為第21条（評議員の選任）第1項1号にこの法人の職員で理事会において選任した者、第2号にこの法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者の中から、理事会において選任した者、第3号に理事の中から理事の互選によって定められた者、第4号に学識経験者のうちから理事会において選任した者と規定しており、この法人の職員又は理事の地位を退いたときは評議員の職を失うものと定めている。

評議員会の開催は、寄附行為第 17 条（評議員会）の規定に基づき適正に行われており、毎年度 2 回前後開催されている。過去 2 年間（令和 3(2021)年度～令和 4(2022)年度）の評議員会の開催状況は次のとおりである。

【表 5-3-2 評議員会の開催状況（令和 3(2021)年度～令和 4(2022)年度）】

開催年月日	開催時間	評議員 現員 (a)	評議員の出席者数等の状況			監事 の 出席 状況
			出席数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示に よる出席数	
令和 3(2021)年 5 月 27 日(木)	17:00～18:00	16 人	14 人	87.5%	2 人	2/3
令和 4(2022)年 3 月 23 日(水)	17:30～18:50	16 人	15 人	93.8%	1 人	2(1)/3
令和 4(2022)年 5 月 28 日(土)	14:00～15:30	15 人	12 人	80.0%	3 人	2(1)/3
令和 5(2023)年 3 月 25 日(土)	14:00～15:50	15 人	14 人	93.3%	1 人	2(1)/3

(注) 監事の意味表示による出席については、令和 3(2021)年 9 月以降取り扱うこととし、監事の出席状況欄の()内の数値で表記した。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つとともに、管理運営機関が相互チェックする体制を機能させる体制を継続していく。監事の機能強化については、学校法人に関する主な法律等の動向を注視しながら、監事の役割を適切に発揮できるよう引き続き体制を整備していく。

本学役員（理事、評議員、監事）には一定数の学外からの登用を行っており、幅広い知見から大学及び法人運営について建設的な意見が得られている。今後も積極的に外部からの役員を選任するように努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務運営の中長期計画の基は、平成 28（2016）年 7 月理事会承認の「エリザベト音楽大学長期計画（2016 年度～2025 年度）」である。中長期にわたる安定した財政基盤の確立を目指している。小規模な音楽大学であり、新入生数の状況により財務は大きな影響を受けるために、中期財務計画を作成し、随時更新している。毎年作成する事業計画の財務の項目においても年次重点項目を記載している。

学生数を回復し、入学定員の確保が最優先課題であるが、法人全体としての収支のバランスは毎年確保できている。また、減価償却引当特定資産への積立により、老朽化した設

備更新にも対応できている。さらに、将来に対する校舎等の建替に向けて、第2号基本金への積立についても毎年行っており、中長期的な計画に基づく適切な財務運営は確立できていると判断する。

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務基盤の確立と収支バランスを、事業活動収支計算書の事業活動収支差額及び貸借対照表の自己資金における各比率を指標として、以下のとおり示す。

【図表 5-4-1 事業活動収支差額及び比率】 (千円)

年度	2018	2019	2020	2021	2022
事業活動収支差額	378,117	207,058	334,493	376,015	396,679
事業活動収支差額比率	26.6%	17.0%	24.5%	27.7%	28.0%

【図表 5-4-2 自己資金及び比率】 (百万円)

年度	2018年度	2019	2020	2021	2022
自己資金(正味財産)	14,280	14,487	14,822	15,198	15,594
自己資金構成比率	97.5%	97.5%	96.9%	96.9%	97.3%

【図表 5-4-1】によると、平成 30(2018)年度において、事業活動収支差額 3 億 78 百万円(比率 26.6%)を計上した。その後も事業活動収支差額は堅調に推移しており、平成 30(2018)年度を含む令和 4(2022)年度までの 5 年間平均を見ても 3 億 38 百万円(+25.0%)と良好な収支バランスを確保している。

【図表 5-4-2】によると、平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度の 5 年間で、自己資金(正味財産)を 142 億 80 百万円から 155 億 94 百万円へ 13 億 14 百万円積み上げてきた。また、自己資金構成比率も 97%前後で安定的に推移している。

自己資金の大半を占める基本金も着実に増加して、令和 4(2022)年度末 140 億 53 百万円を計上した。特に奨学基金のための第 3 号基本金は 60 億円の大台を達成した。全体構成における基本金の比率は 87.7%、繰越収支差額の比率 9.6%、さらに特定資産の比率も 68.0%と財務基盤の強化が図れている。

なお、本館及び 1 号館の将来的な建て替えに向けて平成 29(2017)年度から積み立てを開始した第 2 号基本金については、令和 2(2020)年度からそれまでの 2 億円から 1 億円に減額となったが、令和 4(2022)年度末において 9 億円を計上している。今後も計画的に積み立てを実施する予定である。

直近の令和 4(2022)年度の実績は、事業活動収支計算書において、教育活動収支は教育研究経費の増加等によりマイナス 3 億 35 百万円となったが、教育活動外収支 6 億 5 百万円の補てんにより、経常収支は 2 億 70 百万円の黒字を確保した。有価証券売却益により特別収支 1 億 27 百万円を加算して基本金組入前当年度収支差額 3 億 97 百万円(事業活動

収支差額比率 28.0%) を計上できた。翌年度繰越収支差額は 15 億 41 百万円となり、令和 5(2023)年度以降の収支バランス確保及び資金確保による資金繰りの安定化につながっている。なお、教育活動外収支の中心である資産運用について、法人は大学寄附行為及び経理規程によるほか、資産運用管理規程に則り適正に行っている。

資金 (CF) の動きがよくわかる令和 4(2022)年度活動区分資金収支計算書を見ると、教育活動資金収支マイナス 1 億 56 百万円、施設整備等活動による資金収支プラス 13 百万円、合計でマイナス 1 億 43 百万円の資金不足をその他活動資金収支 1 億 64 百万円で賄うことにより、支払資金 (現預金) はプラス 21 百万円となった。前年度繰越支払資金 1 億 8 百万円を加算した翌年度繰越支払資金は 1 億 29 百万円と引き続き資金繰りに懸念はない。

収支バランスの確保は安定的に推移しており、資金繰りを含めた財務基盤の確立はできていると判断している。

(3)5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度の 5 年間予想においては、収入面では学生数回復と資産運用がポイントとなる。支出面においては、積極的な教育投資、設備更新に伴う減価償却費の回収と老朽化施設の保全に係る経費支出が重要課題となる。

収支のバランスは、新入生の確保や経費削減への取り組みにより改善させる方針であるが、18 歳人口が減少する中で、新入生の確保が最重要課題と認識している。

5-5. 会計

5-5-①会計処理の適正な実施

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)5-5 の自己判定

基準 5-5 を満たしている。

(2)5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-①会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠した会計処理を第一に心掛けており、日々の業務においても、学校法人エリザベト音楽大学経理規程及び資産運用管理規程などに基つきながら、適正に行っている。また、会計担当者の業務遂行能力向上を図るため、外部研修会には積極的に参加している。特に経理担当課長向け研修会には定期的に参加している。

予算と著しくかい離のある科目については補正予算を編成し、寄附行為及び学校法人会計基準他に従い評議員会に諮った後に理事会で決定し、決算に向け適正な会計処理を実施している。

以上のとおり、会計処理の適正な実施はできていると判断する。

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

予算においては、経理規程に基づき予算責任者が作成した予算見積集計表を集計及び予算原案を編成する。予算原案による当該年度予算書を作成し、補正予算決議を経て確定し

ている。各部署において厳正に管理、予算執行している。

決算監査においては、監査法人により毎年度 10 月から翌年 5 月にかけて、令和 4(2022)年度については延べ 174 時間以上の監査を受けている。

平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度の監査報告書によると、重要な指摘はなく、会計処理に問題はない。毎年度重点監査項目として、資産運用収入における有価証券(株式、債券など)及び各引当特定資産の取扱いや退職給与引当金の算定処理等を監査されているが、学校法人会計基準に準拠して、3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示していることが記されている。

本法人全体の収入のうち大きなウエイトを占める資産運用収入については、有価証券等の運用状況などを数か月ごとに理事会へ報告している。

なお、監事 3 人ともほぼ毎回理事会に出席しており、そのうち 1 人は学内での監査業務のほか原則として毎週開催される法人役職者懇談会にも出席して指導助言を行っている。また、会計監査においても、監事は年 2 回(10 月、5 月)の監査事務所の会計監査に立ち会い、意見交換を行っている。平成 28(2016)年度より、監査計画を作成し会計年度終了後 2 か月以内には、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。

以上のとおり、会計監査の体制整備と厳正な実施はできていると判断する。

(3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

今後においても、監査人及び学内監事ともに情報共有等を図りながら、監査体制を充実させて厳正に対処していく方針である。

【基準 5 の自己評価】

法人は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために中長期計画を策定し、それに基づき年度の事業計画を立案している。その計画案について、常に自己点検を行い、事業報告を作成すると同時に、次年度の計画立案に生かす PDCA サイクルによる法人・大学運営を実施している。

その大前提として法人は、寄附行為他法人運営の基となる諸法規をしっかりと遵守し、環境、人権、安全・危機管理等にも十分に配慮した上で、教学側と連携・協力して大学運営を行っている。本学は、少人数の単科大学であるが、財務基盤は盤石である。その結果、音楽の専門性のみならず、地域貢献及び国際貢献を実践する音楽大学としてステークホルダーからの信頼を得ている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

エリザベト音楽大学学則（第2条）及び大学院学則（第2条）において、教育水準の向上を図り、建学の精神、教育理念の実現に向けて、教育活動の状況について自ら点検し、評価を行うことを定めている。

さらに令和4(2022)年3月、理事会の議を経て私立大学協会による「私立大学版ガバナンス・コード」を基にする「エリザベト音楽大学 ガバナンス・コード」を策定し、ホームページで公表した。これを遵守することは、内部質保証体制及び教学マネジメントを確立し、社会の信頼を得ることにつながると判断している。研修会において同コードについて説明し、教職員に周知を図った。

令和5(2023)年7月には、協議会及び理事会において「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」を決定した。この方針によれば、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証の責任は、法人と教学の役職者が参加する協議会が負う。協議会は、必要に応じて教学組織（教授会、研究科委員会、学科会議、各種委員会他）及び事務局（総務部、学事部他）に対して各種情報の提出を求め、検討を行い、様々な課題について情報を共有して教学組織及び事務局とともに改善を行っている。

定期的な自己点検評価の実施と公表は、自己点検・FD運営委員会が担う。学長に報告された評価結果は、はじめに協議会において、その後教学組織及び事務局において改善策を検討し、実行する。必要に応じて学長は、理事会において情報を共有する。教学組織及び事務局は日常的な課題の改善を随時行っており、これらを総合して本学は内部質保証のPDCAサイクルを機能させている。

理事長・学長は平成28(2016)年に開始した長期計画に基づき、理事長・学長は年度事業計画を役職教職員とともに原案を作成している。事業計画は、年度初めの教授会及び職員朝礼において説明を行い、教職員への周知を図り、事業計画の実現を連携して行っている。

その達成状況について、役職教職員は「○：達成、△：着手し進行中、×：未着手、－：時期により未着手」を判別し、さらに具体的な進捗状況を記載して一覧表にまとめている。同一覧表は理事会に報告され、意見交換を行っている。改善点については、理事会から学長及び事務局長を経て教学組織及び事務局に伝えられ、個別の対応あるいは次年度事業計画策定に生かすことでPDCAサイクルを機能させている。

事務局は分担して定期的なIR調査（授業評価アンケート、新入生アンケート、卒業・修了生アンケート、保証人アンケート、演奏会アンケート他）を実施している。さらに学長あるいは協議会他の指示により事務局は個別の調査を実施している。これらの結果は学長及び協議会他に報告され、検討を行い、抽出された課題の解決を行っている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍では研修会を開催しにくい状況もあり、新たな取り組みについて教職員に十分に理解を得ていないものもある。ガバナンス・コードは令和4(2022)年に策定したものの、その内容の周知及び定期的な確認作業は、令和5(2023)年8月の研修会となった。今後は、随時そこに記載した内容を確認するように努める。

事業計画について、12月と年度末を区切りとして達成状況の確認を行っているが、今後は9月末と年度末に確認するように変更する。内部質保証に関わる事項は、必ずしも全が

協議会に報告されていたわけではない。今後内部質保証の責任が協議会にあることが明確になったので、協議会での審議を最優先する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

エリザベト音楽大学は大学学則第2条及び大学院学則第2条において、教育水準の向上を図り、建学の精神、教育理念の実現に向けて、教育活動の状況について自ら点検し、評価を行うことを定めている。本学では自己点検・評価を実施する組織として平成4(1992)年度から自己評価委員会（平成16(2004)年度から自己評価・FD運営委員会と改称）を立ちあげ、委員会規程を定めて、定期的に自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を出版した。

平成22(2010)年度以降は、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、同年度及び7年後の平成29(2017)年度において、同機構が定める大学評価基準を満たしていると評価された。その後も計画的に同機構の基準項目にしたがい自己点検・評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表している。

自己評価・FD運営委員会は定期的に会議を開催して同評価機構の受審準備を行った。令和3(2021)年度には「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」「Ⅱ. 沿革と現況」「基準1、基準2、基準4」について、令和4(2022)年度には「基準3、基準5」について、令和5(2023)年度前期に「基準6」について、教職員は分担して自己点検・評価書を執筆した。いずれも原案を委員会で確認し、委員長が教授会に報告した後にホームページで公表し、自主的・自律的かつ定期的に自己点検・評価を実施している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

基準6-1及び6-2-①に記載したとおり、学則にしたがい、自己点検・評価活動を行ってきた。現在、自己評価・FD運営委員会が定期的に自己点検・評価を実施するに際して、そして日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審するに際して、事務局が実施する定期的なIR調査（授業評価アンケート、新入生アンケート、卒業・修了生アンケート、保証人アンケート、演奏会アンケート他）を活用し、さらに教学組織及び事務局が所有する各種データを利用することにより、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

以下は、本学において定期的に実施しているアンケートの担当部署と概要である。

1) 授業評価アンケート

自己評価・FD運営委員会は学務・入学試験委員会と連携してアンケートの実施と内容に

ついて定め、学事部学務は各学期末に学内ポータルサイト「イーチ」を活用して実施している。令和 4(2022)年度から1年次のみクォーター制を導入しターム科目を配置したことを機に、学期の中間にもアンケート調査を実施し、授業担当者が学期途中から学生の意見を取り入れることが可能となった。評価に関する分析と改善策は、授業担当者に第一の責任があるが、各学期末に改善策を自己評価・FD 運営委員会で共有したうえで学生に公表する。また学務・入学試験委員会でも概要を共有し、教育内容や方法について検討を行う。必要に応じて、学長、学部長、学科長、学科長補佐等役職者他が授業担当教員と面談し、改善を求める場合もある。

2) 新入生アンケート

学事部企画・広報は「イーチ」を活用して、オリエンテーション時に学部新入生（1年生、編入生）に対して、大学を知ったきっかけ、これまでの指導歴等を尋ねている。新入生からの情報は、専任教職員全員が参加する大学説明会（4月開催）の資料に組み入れ共有され、学生募集活動にも活用している。

3) 卒業・修了生アンケート

学事部学生生活は「イーチ」を活用して、卒業・修了予定学生に、学生生活の振り返りについて質問している（回収率 83.6%）。卒業・修了生アンケートは、学長、学長補佐、学部長、研究科長、学科長、学科長補佐、学生生活センター室長等の主たる役職者に回覧した後、教授会において報告され、専任教員間で共有している。同時に事務局においてもアンケート結果について検討が行われ、教職員が連携して改善策を実行するなど、PDCA サイクルを機能させている。

4) 保証人アンケート

学事部学務は、毎年夏期休暇中に保証人に対して、大学の活動全般について意見聴取を行っている。集計結果の速報値は、10月から11月に実施される保証人懇談会において報告している。その後、年度末までに教学組織及び事務局で検討され、集計結果及び指摘事項に関する改善策については、「イーチ」を活用して保証人に通知している。従来返信用封筒によるアンケート回収で令和 3(2021)年度は 66.12%の回収率であったが、令和 4(2022)年度からオンライン回答を導入したところ、回収率が 52.06%に減少した。令和 5(2023)年度は両手段を講じ、回収率を改善させる。

5) 演奏会アンケート

学事部演奏が担当し、大学が主催する演奏会について取捨選択してアンケートを実施している。演奏会当日に配布するアンケート用紙に回答する方法と、QRコードを活用して回答する方法を併用しているが回収率は低い。結果については、すぐに対応できるものと次年度以降に活用するものに分けて、改善策を講じている。

平成 29(2017)年 8 月、学生の学修データの収集及び分析に関する事項、大学生活に関するデータの収集及び分析に関する事項、その他教学に関するデータの分析・活用及び提供に関する事項、大学施策に関する情報の収集及び提供に関する事項について審議することを規程に定め、IR 実施委員会（のちの IR 委員会）を発足した。IR 活動の重要性は認識しているものの、委員会が主体的にデータを収集し、分析して活用することまでには至らなかった。

基準 2 及び基準 6-1 に記載したとおり、事務局の各部署は、定期的な調査（授業評価アンケート、新入生アンケート、卒業・修了生アンケート、保証人アンケート、演奏会アンケート他）を実施し、分析した後に、各種委員会、協議会、教授会において審議し、改善策を検討している。小規模大学ゆえに IR 担当の専任職員を配置することができず、その結果、令和 5(2023)年 7 月に定めた「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」において、IR データの収集について「事務局は分担して定期的な IR 調査（授業評価アンケート、新入生アンケート、卒業・修了生アンケート、保証人アンケート、演奏会アンケート他）を実施する。さらに学長あるいは協議会他の指示により事務局は個別の調査を実施する」のように実情に合わせた体制に方変更し、IR 委員会を廃止した。収集された IR データは、学長及び協議会他に報告され、検討を行い、抽出された課題の解決を行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

協議会が内部質保証の責任を負う会議体に変更したことにより、自己点検・評価書を教授会に報告する前に、協議会で審議し、記載内容を確認するよう変更する。

卒業・修了生アンケートは実施しているが、1 年次から各学年末の学生に対しても実施する方向で計画中である。さらに卒業生に対するアンケートも必要であると認識している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準 1 から基準 6-2 までの全ての判定理由から、さらに令和 4(2022)年 3 月に策定した「エリザベト音楽大学 ガバナンス・コード」の遵守により、エリザベト音楽大学は三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証の確立を目指した大学運営の PDCA サイクルについて適切に機能させていると判断する。

「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」に定めているとおり、本学の内部質保証の責任は、法人と教学の役職者が参加する協議会が担い、教学組織及び事務局は連携して継続的に学内 IR 情報を収集、分析、各所で改善策を講じて、協議会に報告する体制を整えている。理事長が学長を兼務し、教学組織及び事務局の数多くの会議に出席していることで、ボトムアップ及びトップダウンの報告・連絡・相談が容易となり、迅速な改善策の決定が可能な体制になっている。経営判断を必要とする事案に関しては、年間 7・8 回開催される理事会に理事長は速やかに報告して審議し、再び学内に意見を伝えている。

前回の大学機関別認証評価の評価報告書において唯一参考意見として公表された収容定員未充足の問題に関しては、令和 2(2020)年を例外にして依然として入学者は定員を下回る状況が継続している。長期計画及び年度事業計画においても、学生募集活動は最重点項目となり、学内外の意見を真摯に受け入れ、教職員は一丸となって取り組んでいるが、入学

者数の改善は見られない。しかしながら、本学の財務状況は好成績が続き、学内外から高く評価され、大学経営は安定している。

被爆地広島にある音楽単科大学として、内部質保証体制を堅持し、学生の満足度を高め、地域社会及び国際社会に奉仕する役割を未来永劫果たすために、学生募集に資するあらゆる取組を実行する。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年4月の人事異動で13年ぶりに学長補佐（教務担当）を任命した。小規模大学で、専任教員が少ないために、現時点で一人何役もの役職及び所属委員会がある。その中で学長補佐を任命することは、学修成果の可視化をはじめとする新しい教育活動の定着及び教学マネジメントの徹底を図る目的である。これまで職員が務めてきた役職（学事部長）に教員を任命するのも13年ぶりである。教員の経験を生かして地域連携をより活性化させる予定である。学務・入学試験委員会をはじめとして委員の多くを交代したことは、教員が様々な役職を経験することにより、大学運営に関する経験値を広げ、全員参加の大学運営となることを目指している。職員が協議会、教授会、委員会等の会議に同席することも、教職協働に資すると判断している。教職員が連携協力して問題を解決し、内部質保証のPDCAサイクルを恒常的に回すよう推進する。

現在、大学の長期計画（2016年度～2025年度）の最終段階であるが、現在の計画は10年という長期計画であり、年度毎の業計画の策定のために新たな計画が必要であると判断した。そのために前倒しして令和5(2023)年度中に中期計画（5年）を策定する予定である。75周年記念事業（2023年11月）終了後、速やかに協議会で審議を開始し、理事会での審議及び承認を得て公表する。

【基準6の自己評価】

エリザベト音楽大学は、基準1から基準6までの自己点検・評価をとおして、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証を推進し、体制が構築されていると判断する。